

令和 7 年三重県議会定例会

教育警察常任委員会

I 請願説明

- 請願第 45 号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を
求めることについて
- 請願第 46 号 教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改
善計画の策定・実施と教育予算拡充を求めることについて
- 請願第 47 号 防災対策の充実を求めることについて
- 請願第 48 号 義務教育費国庫負担制度の充実を求めることについて
- 請願第 49 号 子どもたちの豊かな学びを保障するため、教職員の欠員の速やか
な解消および教職員配置のさらなる充実を求めることについて
- 請願第 50 号 県独自の学級編制基準の改善によって、25 人下限条件をなくし、
真の 30 人学級実現を求めることについて

II 所管事項説明

- 1 「『令和 7 年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」
への回答（教育委員会関係）について 1
- 2 県立高等学校の活性化について..... 3
- 3 公立学校における盗撮防止に向けた対策について 31
- 4 教職員の人材確保について..... 39
- 5 県立みえ四葉ヶ咲中学校について..... 44
- 6 学力向上の取組について..... 49
- 7 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について 55
- 8 三重県総合教育会議の開催状況について 67
- 9 審議会等の審議状況について..... 69

別冊 県立高等学校の在り方調査研究部会中間報告

令和 7 年 10 月 17 日
教 育 委 員 会

1 「『令和7年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答(教育委員会関係)について

【教育警察常任委員会】

●施策の取組

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
14-1	未来の礎となる力の育成	教育委員会	みえスタディ・チェックについて、問題が過去問中心であり、全国学力・学習状況調査対策にはなるが、真の学力が向上するか疑問であるため、真の学力が向上するような問題を出すよう検討されたい。 また、みえスタディ・チェック創設時に比べ、先生や生徒の負担感が改善されていると思うが、準備など含めまだまだ負担感があると聞くので、引き続き改善に取り組まれない。	みえスタディ・チェックは児童生徒の学習内容の定着状況を把握し、授業改善、個に応じた指導の充実等を促進するため、年2回実施しています。令和7年度第2回以降は、学習指導要領をふまえ、一部、新たな問題を作成し、授業改善が進んだか、児童生徒の学力が定着したかを計ることができるよう内容の充実を図ります。 令和3年度第2回からC B Tで実施していることから、選択式や短答式の問題の一部について自動採点が可能となり、負担感の軽減につながっています。今後も円滑に実施できるようシステム改修等を進めてまいります。
			落雷事故防止について、学校現場としてはかなり慎重な判断が必要になると思うが、児童生徒の命が一番大事であるから、部活動の中止の判断の基準も含め、引き続き教育委員会として発信されたい。	気象庁が発表する雷注意報の状況や雷ナウキャストの活用を周知するとともに、危機管理マニュアルに沿って確実に対応するよう、様々な場面を通じて啓発活動を行っています。 また、保健体育科の教員や部活動の指導者への研修会において、ためらうことなく活動を中止するよう強く指導しており、引き続き落雷事故防止に努めます。

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
14-5	誰もが安心して学べる教育の推進	教育委員会	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置時間を拡充し、教育相談体制の充実に取り組むとのことだが、人的リソースに限られる中、人材確保を工夫し、教育相談体制の充実に取り組まれない。	毎年文部科学省に配置時間の拡充を計画として提出し、配置時間に見合った人員をハローワークや各種団体を通じて募集し、人員を確保しています。昨年度は募集人員に対し、約2倍の応募がありました。今年度も引き続き、スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーの任用に際しては、ハローワークでの求人や三重県ホームページでの募集に加え、職能団体等にも情報共有するなどして、人材確保を図っていきます。
			不登校児童生徒が、学校内外の機関等に相談等をした割合のK P Iについて、数字だけ見ると毎年下がっており、相談できていないように見える。教員の継続的な支援が行われていても、毎年割合が下がっているのであれば、K P Iを見直すか、毎年の説明の際にしっかり説明されたい。	不登校児童生徒には学校内外の様々な機関が関わったほうがよいとの考えにより、現在の指標としています。学校内外の機関等に相談等した割合が下がっているのは、不登校児童生徒の件数が増加している実情があるためです。今後とも、不登校児童生徒に向けた支援のための取組を進めてまいります。
			児童生徒が登下校中に事故に巻き込まれる事案では、低学年の児童では、登校時よりも下校時の事故が多いと聞く。児童生徒の命を守るため、児童生徒自身にも交通安全指導を行う等、事故防止に取り組まれない。 また、高校生の自転車乗車時のヘルメット着用率がまだまだ低いと感じるため、P T Aと連携する等して、着用率向上に取り組まれない。 併せて、小中学生の通学時のヘルメット着用について、児童生徒の熱中症対策、首の負担軽減のため、穴あき軽量タイプのヘルメットを全県的に紹介するなどの取組をされたい。	児童生徒の登下校時の事故を防ぐため、スクールガードを中心に見守りを行っています。スクールガード等への講習、各学校の交通安全担当教員への講習も行い、見守りに活かしています。各学校では、通学路の安全マップづくりや、警察から派遣されたスタントマンによる事故再現などの取組を実施し、児童生徒の危険予測、危険回避能力を育成しています。 高校生の自転車乗車時のヘルメット着用率について、校則にヘルメット着用の努力義務を記載する等により、令和5年度4.6%から令和7年度11.4%と徐々に上がってきています。今後とも、「三重県高校生バイシクルサミット」の開催、J A Fの協力による保護者への啓発活動等、着用率の向上に向けた取組を進めてまいります。 穴あき軽量タイプのヘルメットを採用している市町の取組を参考にしながら、県全体への啓発を進めてまいります。

2 県立高等学校の活性化について

少子化の進行は加速しており、県全体の中学校卒業者数は、令和 7 年 3 月卒の 15,718 人を指数 100 とすると、15 年前の平成 22 年 3 月卒の 18,608 人が指数 118 であるのに対し、15 年先の令和 22 年 3 月卒は 9,112 人で指数 58 となり、これまでの 2 倍以上の速さで減少することが見込まれています。

こうした中、「県立高等学校活性化計画」（令和 4 年 3 月策定、期間は令和 4～8 年度までの 5 年間）（以下「計画」という。）に基づき、1 学年 3 学級以下の高校がある地域に活性化協議会を設置し、15 年先までの中学校卒業者数の減少の状況をふまえ、地域の高校の学びと配置の在り方について協議を進めています。

また、現行計画の計画期間が令和 8 年度末で満了することから、次期計画の策定に向けた検討を進めています。

I 県立高等学校の学びと配置について

1 各地域の活性化協議会における検討状況

県内 6 地域に設置した活性化協議会における検討状況は以下のとおりです。

（1）鈴鹿亀山地域

ア 令和 7 年度の協議（4 回開催予定[①7/10、②9/9、③10 月頃、④11 月頃]）

鈴鹿亀山地域では、15 年先に現在の 1 学年 28 学級から 12～14 学級程度となることが見込まれています。これまでの協議やアンケート結果をふまえ、15 年先には当地域の全日制高校 6 校は 3 校程度（鈴鹿市 2 校、亀山市 1 校）となるイメージを共有したうえで、令和 10 年度までに想定される学級減への対応として、令和 10 年度に石薬師高校を募集停止とする案を提示して協議を進めています。

イ 主な意見

- 地域外へ進学する中学生が多いことや地域の人手不足を解消するためにも、ぜひ工業科や商業科を設置してもらいたい。地域経済界としても、講師の派遣や設備の充実など何らかの支援をしていきたい。
- 四日市地域や津地域の専門高校は、当地域の子どもたちを含め広く地域経済を支える人材を育成してきた。現状の中学生の進路状況を考えると、当地域に新たに工業科を設置するのは現実的ではない。
- 中学校卒業者数が減少する中にあるは、スケールメリットを維持しつつ、子どもたちの多様性に応えることができる魅力ある高校を打ち出していく必要がある。

ウ 今後の予定

令和 10 年度に中学校卒業者数の大幅な減少が見込まれていることから、その対応について、令和 7 年度中に協議会としての考え方を取りまとめます。

(2) 津地域

ア 令和7年度の協議（2回開催予定[①8/29、②1～2月頃]）

津地域では、15年先に現在の1学年47学級から22～26学級程度となることが見込まれています。15年先を見据え、当地域の高校の学びと配置を考えるうえで大切にしたいことや、中学生や保護者を対象としたアンケートの内容や実施方法について協議を進めています。

イ 主な意見

- 学校規模は大切な視点であるが、多様な子どもたちがいる中で、沿岸部ではなく、自然豊かな場所で学びたいと考える子どもが選択できる学校もあるとよい。
- 老朽化が進む校舎の建替えを考えるためにも、ある程度今後の方向性を決めておく必要があることから、39学級程度となる令和12年度をひとつのゴールとしてはどうか。
- アンケートは、協議会として結果をどのように活用するのかを整理して実施する必要がある。また、津市は面積が広く、地区により状況が異なるので、旧市町別に集計する必要があるのではないかな。

ウ 今後の予定

引き続き、アンケートの実施に向けて内容や実施時期について検討します。また、10市町村が合併して1市となった当地域の実情も考慮し、地域と連携した学びの推進について協議するため、関係者を協議会に招聘し、意見を聴取する予定です。

(3) 伊賀地域

ア 令和7年度の協議（3回開催予定[①8/5、②9/22、③11月頃]）

伊賀地域では、15年先に現在の1学年25学級から10～12学級程度となることが見込まれています。これまでの協議やアンケート結果をふまえ、15年先には当地域の全日制高校5校は2校程度（伊賀市1校、名張市1校）となるイメージを共有したうえで、令和10年度に想定される学級減への対応として、令和10年度にあけぼの学園高校を募集停止とする案を提示して協議を進めています。

イ 主な意見

- あけぼの学園が募集停止となると美容の学びが失われることが懸念される。子どもたちや保護者の不安を払拭するためにも、総合学科や専門学科の学びの集約について、具体案を早期に示してほしい。
- 最終的に2校となる過程と具体的な場所をどうするかという難しい問題が今後も続くことになり、次期活性化計画がその指針となると感じている。小規模校の機能は定時制も含め、どこかに残してもらいたい。
- 不登校経験や外国につながるのある生徒、特別な支援を必要とする生徒はどの高校にも在籍しており、地域の子どもたちを受け入れる体制は整っている。再編にあたって、通訳や日本語指導、特別支援教育などの専門家によるサポートや通級指導など、多様な生徒に配慮した教育環境をさらに充実させていく必要がある。

ウ 今後の予定

令和 10 年度に中学校卒業者数の大幅な減少が見込まれていることから、その対応について、令和 7 年度中に協議会としての考え方を取りまとめます。

(4) 松阪地域

ア 令和 7 年度の協議（2 回開催予定[①9/30、②1～2 月頃]）

松阪地域では、15 年先に現在の 1 学年 25 学級から 10～13 学級程度となることが見込まれています。「令和 4 年度から 6 年度の協議の小まとめ」をふまえ、15 年先を見据えて、当地域の高校の学びと配置の在り方について協議を進めています。

イ 主な意見

- アンケート結果にあるような教育を実現するためには、ある程度の学校規模がないと難しい。つらい選択になるが、学科の枠を越えて学びを集約しながら、子どもたちの希望に応えていく必要がある。
- 各市町において小中学校の統合が進んでいるのは、少子化の影響だけではなく、校舎の老朽化も背景となっている。県立高校についても、校舎の老朽化の状況と今後の建替えの見通しを示してもらえると、議論が進みやすいのではないか。
- 当地域の県立高校には、全日制、定時制、通信制の 3 つの課程がそろっていることから、それらをフレキシブルに行き来できる高校の設置を検討してはどうか。

ウ 今後の予定

令和 11 年度に中学校卒業者数の大幅な減少が見込まれていることから、その対応について再編も含めて協議し、令和 8 年度に協議会としての考え方を取りまとめます。

(5) 伊勢志摩地域

ア 令和 7 年度の協議（3 回開催予定[①7/28、②9/29、③11 月頃]）

伊勢志摩地域では、15 年先に現在の 1 学年 29 学級から 11～14 学級程度となることが見込まれています。これまでの協議やアンケート結果をふまえ、15 年先には当地域の全日制高校 9 校は 3 校程度（うち 1 校は水産高校）となるイメージを共有したうえで、令和 10 年度に想定される学級減への対応として、令和 10 年度に南伊勢高校度会校舎と志摩高校を募集停止とする案を提示して協議を進めています。

イ 主な意見

- 高校卒業後すぐに社会人となる生徒も多いことから、高校において多くの人と関わる経験は欠かせない。長年の協議の中で、これまでは統合を避ける選択をとらざるを得なかったのかもしれないが、もはや地域の高校の小規模化は限界に達している。
- 地元自治体も協力して生徒募集に取り組んできた。小規模校だからこそ生き生きと高校生活を送っている生徒も多いことから、公立の役割として地域に高校を残してほしい。

- 義務教育である小中学校は、地域に根差した学校として小規模校で残してもよいと思うが、交友関係も広がり、社会との関わりも出てくる高校生には、より広い範囲で多くの人とつながることができる教育環境が必要ではないか。

ウ 今後の予定

令和 10 年度に中学校卒業生数の大幅な減少が見込まれていることから、その対応について、令和 7 年度中に協議会としての考え方を取りまとめます。

(6) 紀南地域

ア 令和 7 年度の協議（1 回開催[①7/17]）

熊野青藍高校（令和 7 年 4 月に木本高校と紀南高校を統合して開校）について、これまでの取組状況を報告するとともに、今後の教育活動や生徒募集について協議を行いました。

イ 主な意見

- 私立高校授業料の実質無償化により、県外の私立高校を選択する生徒が増えることが想定されることから、学校の魅力を高め、危機感を持って生徒募集に取り組んでほしい。
- 地元企業の人手不足は深刻であり、1 年次から地域の魅力に触れる機会を増やして、地域で活躍する人材の育成につなげてほしい。

ウ 今後の予定

次年度も、引き続き協議会を開催し、同校の活性化に向けた協議を進めます。

2 今後の進め方

引き続き、各地域で活性化協議会を開催し、地域の高校の学びと配置の在り方について協議を進めます。また、令和 8 年度から朝明高校が 1 学年 3 学級となることから、北勢地域（桑名・四日市地域）の活性化協議会の設置についても検討します。

鈴鹿亀山、伊賀、伊勢志摩の 3 地域では、15 年先を見据えた令和 10 年度の対応について今年度中に考え方を取りまとめることとしており、その検討状況について 12 月の常任委員会で報告します。県教育委員会では、協議会が取りまとめた考え方をふまえ、令和 10 年度に募集停止や統合を行う場合は、中学生が進路を選択する時期も勘案し、その 3 年前の今年度中を目途に決定し、公表します。

Ⅱ 次期計画の策定について

1 県立高等学校の在り方調査研究部会における検討状況

次期計画の検討に専門的かつ多角的な視点を取り入れられるよう、令和7年3月、教育委員会の附属機関である「三重県教育改革推進会議」（以下「推進会議」という。）に、次期計画の策定に係る県立高校の学びや規模・配置の在り方について諮問しました。当該諮問については、同会議に設置された「県立高等学校の在り方調査研究部会」（以下「部会」という。）を中心に調査研究が進められており、部会から推進会議に対し、中間報告がされたところです。【別冊資料】

部会の開催状況は以下のとおりです。

（１）第１回部会（8/8）

教育課程を専門とする委員と学校の規模・配置を専門とする委員から学術的知見について意見を聴取した後、各学科及び課程の在り方、県立高校の特色化・魅力化の在り方、規模及び配置の在り方を中心に調査研究しました。

（主な意見）

- 中学校卒業生数が減少する中で、学びの選択肢を維持していくためには、普通科と専門学科の併設や総合学科の設置などを進めることが考えられる。
- 県内全域に多様な学びを有する県立高校の強みを生かし、全日制課程の高校と通信制課程の高校の連携といった学校間連携やＩＣＴを活用した遠隔授業の実施などを進めてはどうか。
- 在学中に成年となる高校生に求められる学びを実現するためには、一定の学校規模が必要である。

（２）第２回部会（9/4）

学校建築を専門とする委員から学術的知見について意見を聴取した後、校舎の新築や建替えなどを進めるにあたって大切にすべき点、学校規模を考えるにあたって整理すべき点を中心に調査研究しました。

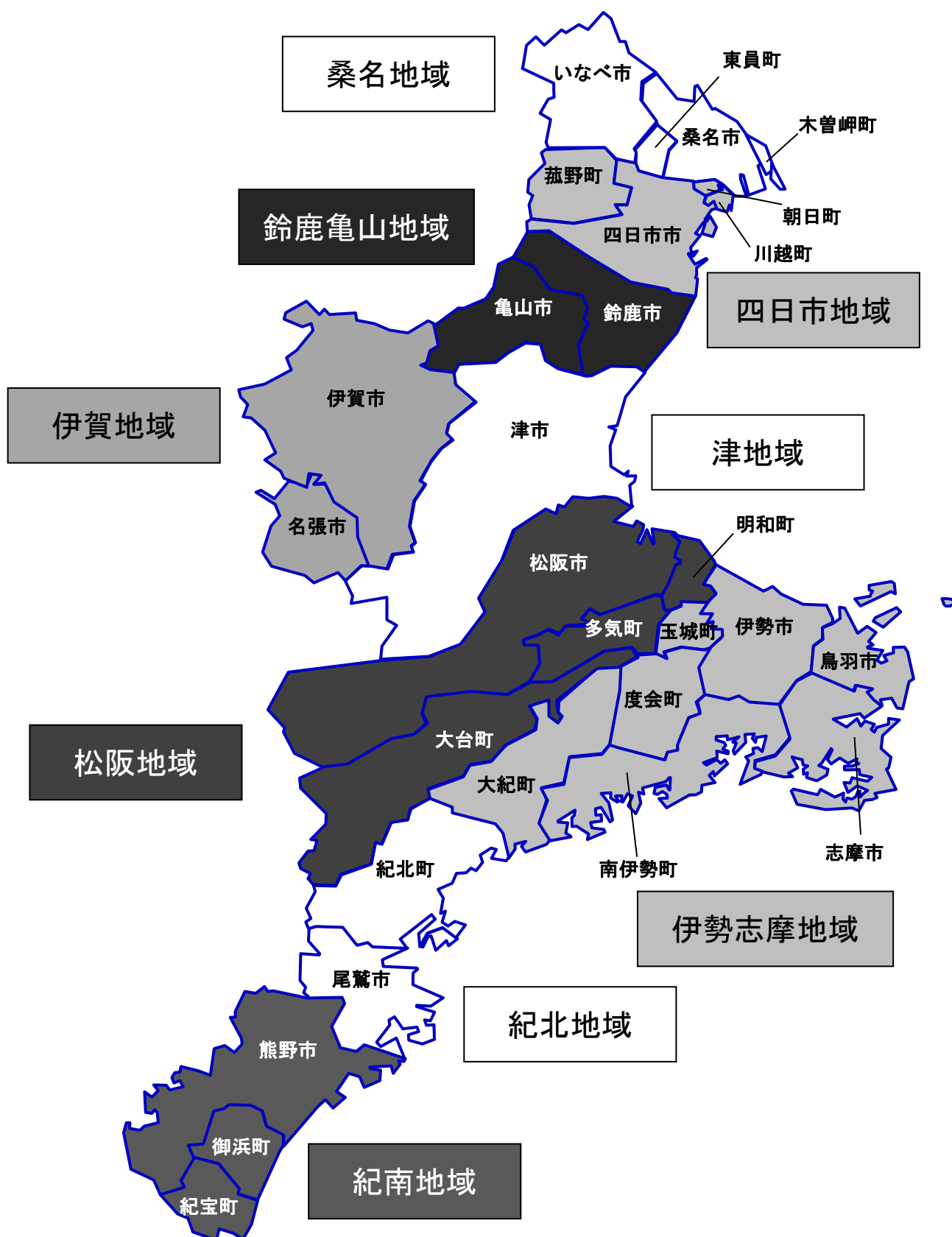
（主な意見）

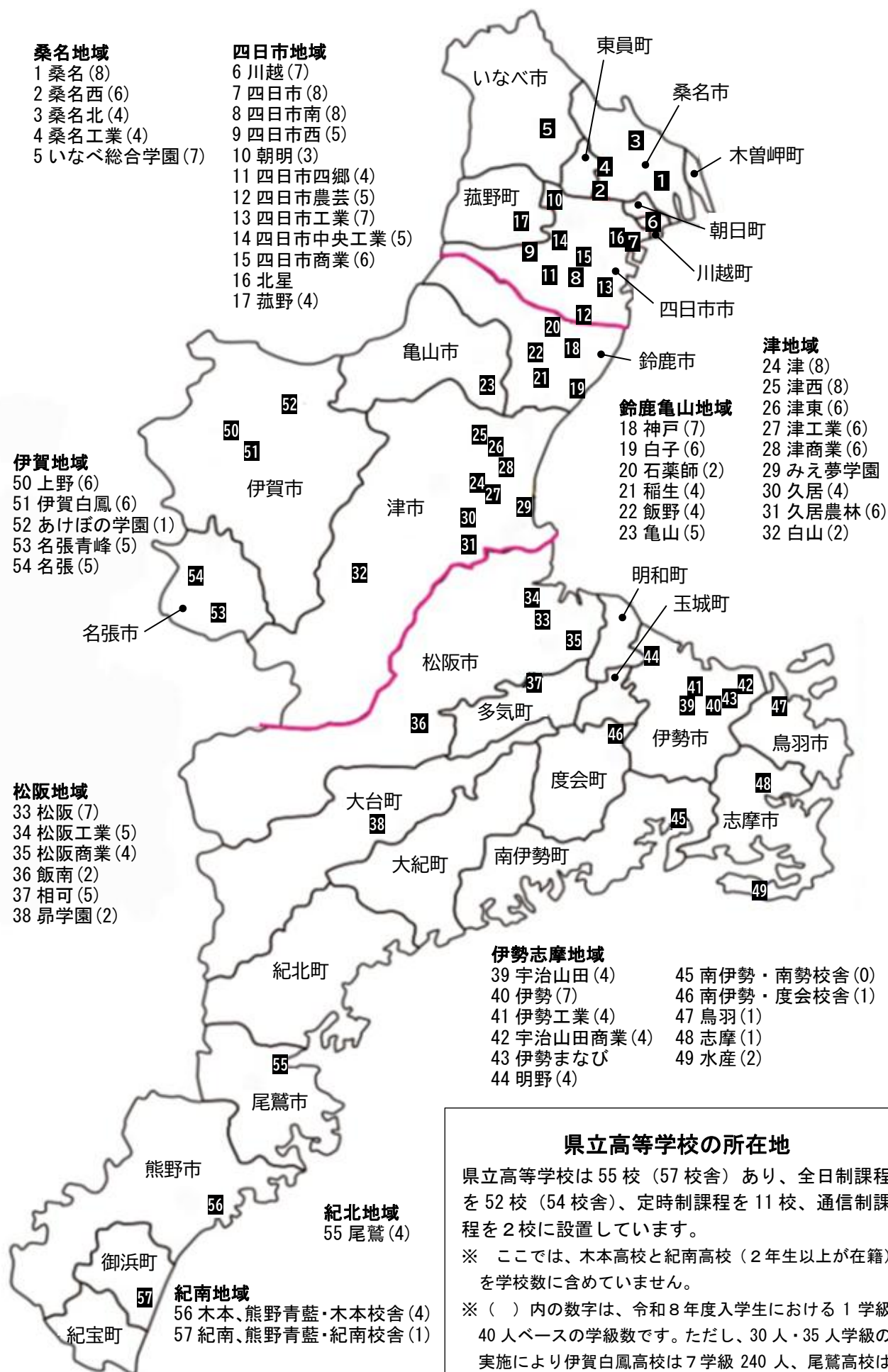
- 協働的な学びがしやすく、授業以外の時間に過ごす場所としても活用できる、広さのある共用空間を創設してはどうか。
- これまでの議論からは、1学年4学級以上が適正規模と考えるが、中学校卒業生数が減少する中であっては、地域によって、学校規模の考え方を必要もあるのではないか。

2 今後の進め方

次期計画の策定については、引き続き、部会を中心に調査研究が進められ、今年度末に、推進会議から県教育委員会に対して、答申が行われる予定です。県教育委員会では、その答申もふまえて、次期計画の策定に向けた検討を進め、令和8年度中に次期計画を策定する予定です。

三重県の地域区分





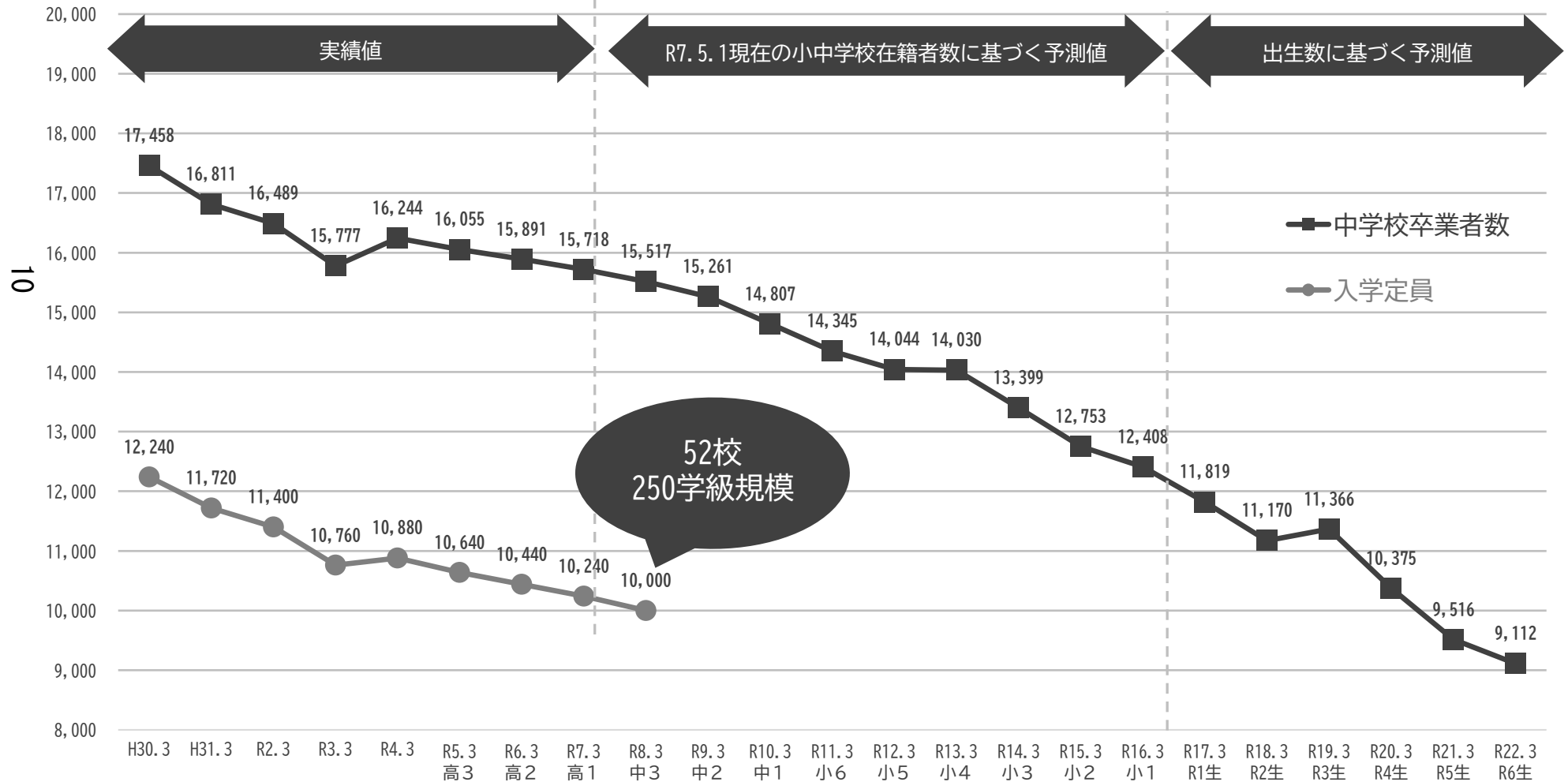
県立高等学校の所在地

県立高等学校は55校（57校舎）あり、全日制課程を52校（54校舎）、定時制課程を11校、通信制課程を2校に設置しています。

※ ここでは、木本高校と紀南高校（2年生以上が在籍）を学校数に含めていません。

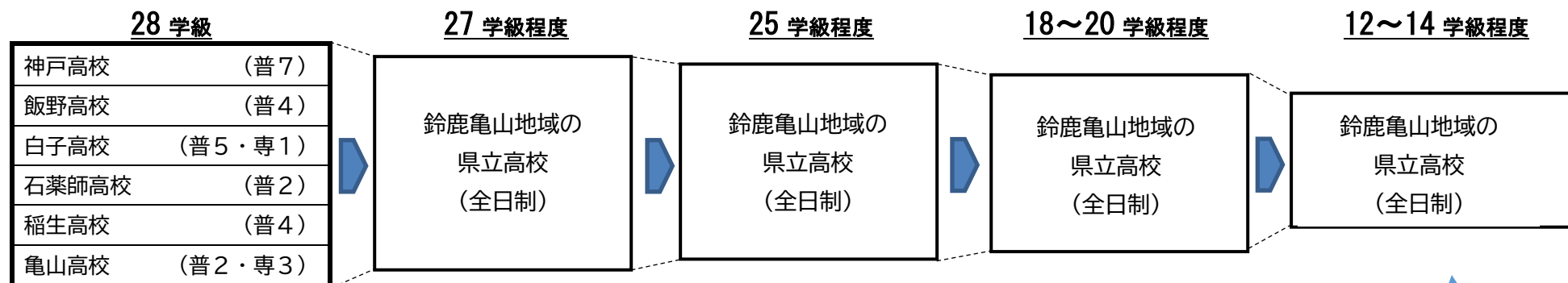
※（ ）内の数字は、令和8年度入学生における1学級40人ベースの学級数です。ただし、30人・35人学級の実施により伊賀白鳳高校は7学級240人、尾鷲高校は5学級160人として募集しています。

県全体の中学校卒業生数と県立高等学校入学定員(全日制)の推移

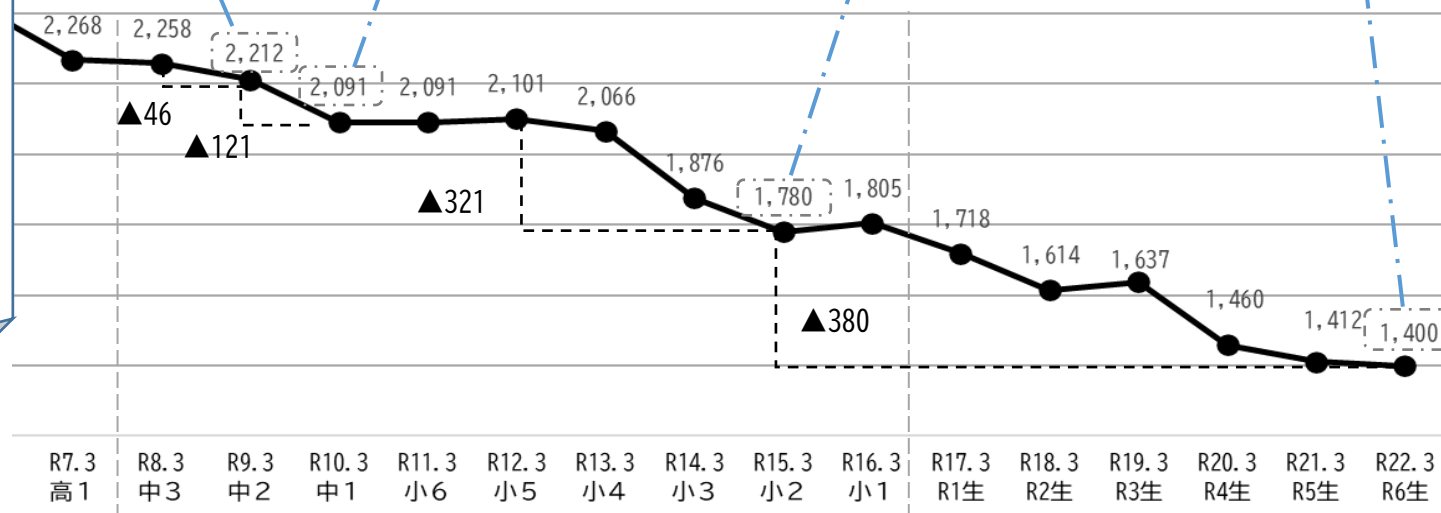


令和22年度までの鈴鹿亀山地域の県立高等学校（全日制）の総学級数と当協議会の協議について

令和8年度(現中3) 地域の中学校卒業予定者数 2,258人 募集定員1,120人	令和9年度(現中2) 地域の中学校卒業予定者数 2,212人 (R8年度比 ▲46)	令和10年度(現中1) 地域の中学校卒業予定者数 2,091人 (R8年度比 ▲167)	令和15年度(現小2) 地域の中学校卒業予定者数 1,780人 (R8年度比 ▲478)	令和22年度(R6年度生まれ) 地域の中学校卒業予定者数 1,400人 (R8年度比 ▲858)
--	---	---	---	---

学級減への対応方針
決定時期(めど)

令和10年度分：令和7年度
令和14年度分：令和11年度



鈴鹿亀山地域の高等学校等の学科・コースについて（令和８年度）

R 7 第 2 回鈴鹿亀山地域高等学校活性化推進協議会資料より

		学校名	大学科※	入学定員		1	2	3	4	5	6	7	8	
全 日 制 課 程	県 立	神戸	普通科	280	1,120	【普通科】 ※2年生から文系・理系の類型に分かれる					【理数科】		全28学級 普通科※ 24 専門学科 4 （家庭2） （情報2） 総合学科 0	
		飯野	普通科	160		【応用デザイン科】 ビジュアルデザインコース 服飾デザインコース 美術コース		【英語コミュニケーション科】 A（英語基礎力強化） B（ハイレベルな英語活動）						
		白子	普通科 専門学科	240		【普通科】 進学コース 教養コース				【文化教養 （吹奏楽） コース】	【生活創造科】 食彩コース 服飾コース			
		石薬師	普通科	80		【普通科】 スタンダード類型 アカデミック類型								
		稲生	普通科	160		【普通科】 アドバンスコース・食物調理コース・情報コース 自動車工業コース・ビジネスコース・介護福祉コース			【体育科】					
		亀山	普通科 専門学科	200		【普通科】 アドバンス系列 レクシオン系列		【システムメディア科】 ITシステム系列 メディアデザイン系列 情報ビジネス系列		【総合生活科】 食物文化系列 人間福祉系列 幼児教育系列				
	私 立	鈴鹿	普通科	470	470	普通科（特進コース・探究コース・総合コース）※募集定員には中等教育学校後期課程（医進・選抜コース/特進コース）も含む								

全 28 学級
普通科※ 24
専門学科 4
（家庭 2）
（情報 2）
総合学科 0

※大学科の「普通科」には、普通科系専門学科を含む

○定時制課程 県立 飯野 80 普通科
○通信制課程 私立 徳風 240 普通科（総合コース、ドッグケアコース、パソコンコース、日本語コース、土日コース、平日サポートコース） ※技能連携あり
○高等専門学校 国立 鈴鹿工業高専 200 機械工学科（40）、電気電子工学科（40）、電子情報工学科（40）、生物応用化学科（40）、材料工学科（40）

今後の鈴鹿亀山地域における高等学校の学びと配置のあり方について

これまでの協議やアンケート結果をふまえ、以下のように整理しました。

1 今後の学びと配置のあり方の検討の方向性

- ・ 令和10年度以降の学級減への対応については、15年先までの中学校卒業生数の減少をふまえたものとする。
- ・ 今ある学びをそのまま残すのではなく、よりよい形で充実させるという発想を大切にする。
- ・ 校舎の新築や建替えも視野に入れ、地域の子もたちが地域で学べる環境や、他地域から子どもが集まるような新しい学校をつくるという方向で検討する。
- ・ 当地域には職業系専門学科が少ないことから、普通科のコースを含め、専門性の高い学びや多様な学びの選択肢の維持・充実を図る。
- ・ 大学進学ニーズに応える普通科高校が地域には必要であり、できるだけ規模を維持し、充実を図る。具体的には、1学年あたり8学級あることが望ましく、また、地域全体の学級数が減少する中、やむを得ず学校規模を縮小する場合も、1学年6学級を下回らないようにすることが望ましい。
- ・ 部活動の活性化や学校行事の充実のためには、一定の学校規模があることが望ましく、部活動の活性化のためには、1学年あたり4学級以上あることが望ましい。
- ・ 外国につながるのある生徒や特別な支援を必要とする生徒、不登校を経験した生徒など、多様な生徒が安心して学べる教育環境を実現する。
- ・ 多様なニーズに対応するため、全日制課程だけでなく、定時制や通信制課程のあり方も含めて検討する。
- ・ 通学方法や通学時間など、通学に係る状況を考慮する。通学時間については概ね90分以内、できれば60分以内となることが望ましい。

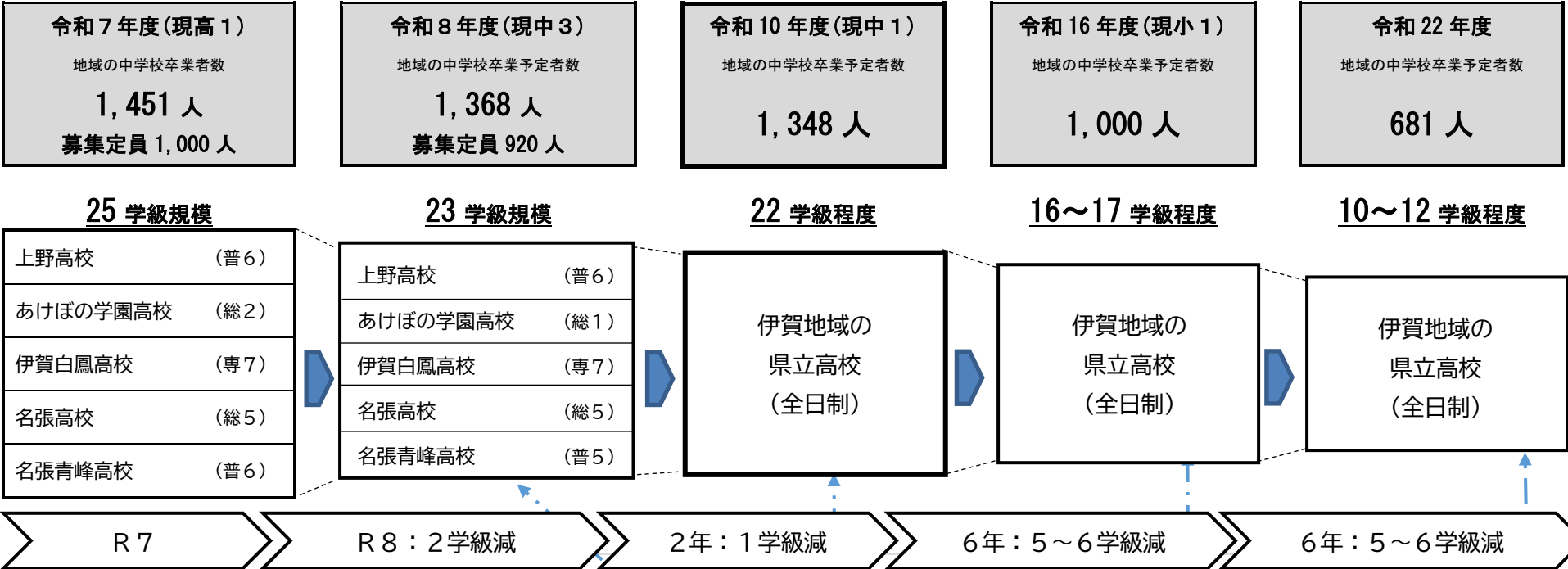
2 15年先の学びと配置のイメージ

- ・ 当地域の中学校卒業生数は、令和22年3月には、令和7年3月の2,268人と比較して約6割となる1,400人にまで減少することが見込まれる。中学生の進路状況が現在と大きく変わらなければ、当地域の県立高校（全日制）の総学級数は、1学年あたり12～14学級程度となることが見込まれる。
- ・ 総学級数が1学年あたり12～14学級となるときには、「1 今後の学びと配置のあり方の検討の方向性」をふまえると、現在の全日制課程6校は、3校程度に集約される。
- ・ 当地域内の通学環境を考慮すると、亀山市内の1校は周辺地域のニーズに応える高校として（小規模校となったとしても）存続される。
- ・ 鈴鹿市内の5校は、大学進学ニーズに応える観点と工業など専門性の高い学びを含む多様な学びの選択肢を提供する観点を重視しながら2校程度へと集約される。

3 15年先を見据えた令和10年度までに想定される3学級減への具体的対応（案）

- ・ 大学進学ニーズに応えるため、多様な選択科目の開設や専門性の高い教員配置ができる普通科高校を地域に1校は配置する。
- ・ 専門学科や専門性の高い普通科のコースなど、多様な学びの選択肢をできるだけ維持する。
- ・ 学校行事や部活動など、子どもたちが協働的に活動できる環境を提供できるよう、可能な限り一定の学校規模を維持する。
- ・ 地域からのニーズが高い工業に関する学びの提供方策については引き続き協議する。
- ・ 多様な子どもたちが安心して学べる教育環境のあり方については、定時制や通信制課程のあり方も含めて引き続き協議する。
- ・ こうしたことから、令和10年度に石薬師高校を募集停止とし、当地域の全日制課程6校28学級を5校25学級へと再編し、各県立高校の特色化・魅力化を図る。

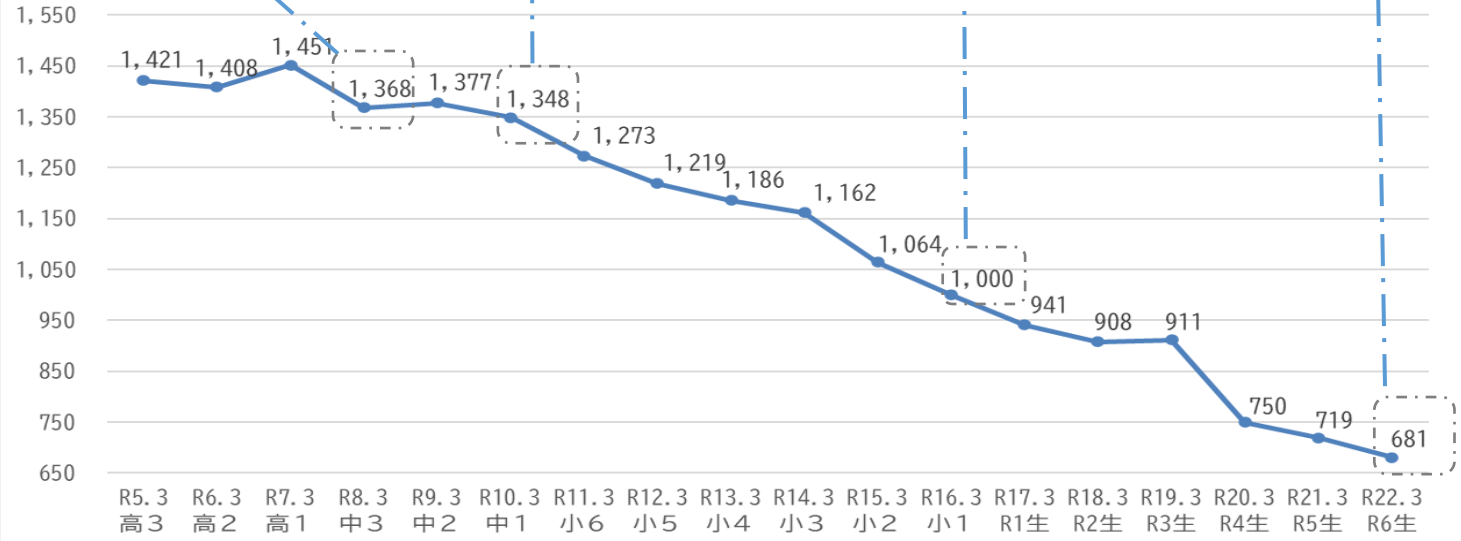
令和 2 2 年度までの伊賀地域の県立高等学校（全日制）の総学級数と当協議会の協議について



15

学級減への対応方針 【R 5 協議会のまとめ (抜粋)】

令和 10 年度以降の学級減
に対しては、現在の 5 校の
再編も含め検討し、その結
果を令和 7 年度までに、当
協議会の考え方としてとり
まとめる。



伊賀地域の高等学校等の学科・コースについて（令和8年度）

R 7 第 2 回伊賀地域高等学校活性化推進協議会資料より

		学校名	大学科	募集定員（R8）		1	2	3	4	5	6		
伊賀地域 全 日 制 課 程	県立	上野高校	普通科	240	920	学際探究科	学際探究科	学際探究科	学際探究科	理数科	理数科		
	県立	あけぼの学園 高校	総合 学科	40		美容系列 生活教養系列	2 系列/40人		7 学科11コース/240人		4 系列 9 専攻/200人		
	県立	伊賀白鳳高校	専門 学科	240		機械科（35） ・機械科	電子機械科（35） ・ロボット ・電気工学	建築デザイン科（35） ・建築・インテリア ・デザイン	生物資源科（35） ・生物資源科	フードシステム科（35） ・フードサイエンス ・パティシエ	経営科（30） ・経営科	ヒューマンサービス科（35） ・介護福祉 ・生活福祉	
	県立	名張高校	総合 学科	200		文理アドバンス系列 ・人文専攻 ・看護医療専攻	総合ビジネス系列 ・ビジネス専攻 ・情報処理専攻		健康スポーツ系列 ・健康スポーツ専攻		表現デザイン系列 ・美術専攻 ・音楽専攻 ・ファッション専攻 ・映像専攻		普通科系/440人
	県立	名張青峰高校	普通科	200		普通科	普通科	普通科	普通科	普通科 【文理探究コース】			
	私立	桜丘高校	普通科	155	155	普通科（155）							

○全日制

※ 私立 愛農学園農業高校

25 人

農業科

○定時制課程

県立 上野高校

40 人

普通科

県立 名張高校

40 人

普通科

○通信制課程

私立 英心高校桔梗が丘校

60 人

普通科：探究コース、集中スクーリングコース（R8～）

※ 私立 神村学園高等部伊賀

50 人

普通科：選択登校型、全日型（両型合わせた年間募集定員）

○高等専門学校

私立 近畿大学工業高等専門学校

160 人

機械システム、電気電子、制御情報、都市環境（3年次よりコース選択）

※大学科の「普通科」には、普通系専門学科を含む

（※県外扱い）

今後の伊賀地域における県立高等学校の学びと配置のあり方について

これまでの協議の内容やアンケート結果をふまえ、以下のように整理しました。

1 令和 7 年度まとめに向けた方向性

- 少子化の中にあっても、当地域にどのような高校が必要なのか、未来に向けて前向きに発想する。
- 令和 10 年度以降の学級減への対応については、15 年先を見据えて方向性を取りまとめる。
- 他地域へ進学する生徒が一定数あることから、地域の子どもたちが地域で学べるよう、普通科、専門学科、総合学科の学科・コース・系列など多様な学びの選択肢をできるだけ維持する。
- 大学進学ニーズに応える普通科高校が地域に必要であり、多様な選択科目の開設や専門性の高い教員配置のためには、少なくとも 1 学年あたり 6 学級あることが望ましい。
- 部活動の活性化や学校行事の充実のためには、一定の学校規模があることが望ましい。
- 不登校を経験した子どもたち、外国につながる子どもたち、特別な支援を必要とする子どもたちなど、多様な子どもたちが安心して通える教育環境を実現する。
- 伊賀北部と南部に分けるだけではなく、隣接する地域の状況もふまえて伊賀地域全体で考える。
- 学びや機能などのソフト面と施設設備や立地などのハード面は分けて検討する。
- 通学方法や通学時間、交通費など通学に係る状況を考慮する。通学時間については、概ね 90 分以内、出来れば 60 分以内となることが望ましい。
- 当地域の私立通信制高校の動向を注視しつつ、公立高校として多様なニーズにどのように応えていくのかを、全日制課程だけでなく定時制や通信制課程を含めて検討する。

2 1学年あたり10～12学級となることが想定される15年先の学びと配置のイメージ

- 伊賀地域の高校の学びと配置のあり方は、北部と南部に分けるのではなく、地域全体で考える。
- 「1 令和7年度まとめに向けた方向性」をふまえると、現在の5校は、大学進学ニーズに応える観点と多様な学びの選択肢を提供する観点を重視しながら2校へ集約される。
- 当地域内の通学環境を考慮すると、北部に1校、南部に1校を交通の便がよい場所に配置する。(新築・建替えも検討)

3 15年先を見据えた令和10年度に想定される1学級減への具体的対応(案)

- 大学進学ニーズに応えるため、多様な選択科目の開設や専門性の高い教員配置ができる1学年あたり6学級の普通科高校を、地域に1校は維持する。
- 専門性の高い学びを含む多様な学びの選択肢をできる限り維持しながら、専門学科や総合学科の系列の学びなどの集約を図る。
- 学校行事、部活動など、子どもたちが協働的に活動できるよう、可能な限り一定の学校規模を維持する。
- 定時制のあり方を含め、日本語指導や通級による指導など学びのセーフティーネット機能の充実を図り、不登校を経験した生徒、外国につながる生徒、特別な支援が必要な生徒など、多様な子どもたちがどの学校においても安心して学べる教育環境を整える。
- こうしたことから、令和10年度にあけぼの学園高校を募集停止とし、5校を4校に再編して学びを整理統合する。

4 今後の協議について

- 当協議会では、他地域に先駆けて、当地域の高等学校の学びと配置のあり方についてとりまとめてきました。このことは、新しい専門学科の設置や普通科改革など、地域の高等学校の活性化の取組となり、未来を前向きにとらえた伊賀地域における豊かな学びの実現につながっています。
- 今後も中学校卒業者数の急速な減少が進む中、大学進学ニーズや専門性の高い学びを含む多様な学びの選択肢の提供と多様な子どもたちへの対応を同時に追求しつつ、「15年先の学びと配置のイメージ」の実現に向けて、2校の学びと配置のあり方をできるだけ早期に示す必要があります。
- そのため、次期県立高等学校活性化計画の策定に係る協議も注視しつつ、当地域の子どもたちにとって魅力ある新しい学校の学びのコンセプトと、それに基づく新築・建替えを含めた配置のあり方について、令和9年度を目途に当協議会において考え方をとりまとめる必要があります。

令和22年度までの伊勢志摩地域の県立高等学校（全日制）の総学級数と当協議会の協議について

令和8年度（現中3） 地域の中学校卒業予定者数 1,718人 （R7年度比▲35）	令和10年度（現中1） 地域の中学校卒業予定者数 1,571人 （R7年度比▲182）	令和13年度（現小4） 地域の中学校卒業予定者数 1,539人 （R7年度比▲214）	令和14年度（現小3） 地域の中学校卒業予定者数 1,439人 （R7年度比▲314）	令和15年度（現小2） 地域の中学校卒業予定者数 1,346人 （R7年度比▲407）	令和22年度 地域の中学校卒業予定者数 862人 （R7年度比▲891）
--	--	--	--	--	---

28学級

宇治山田高校	（普4）
伊勢高校	（普7）
伊勢工業高校	（専4）
宇治山田商業高校	（専4）
明野高校	（専4）
南伊勢高校度会校舎	（普1）
鳥羽高校	（総1）
志摩高校	（普1）
水産高校	（専2）

伊勢志摩地域の
県立高校
（全日制）

25学級程度

令和7年度に
学級減への
対応方針を決定

伊勢志摩地域の
県立高校
（全日制）

24学級程度

伊勢志摩地域の
県立高校
（全日制）

22学級程度

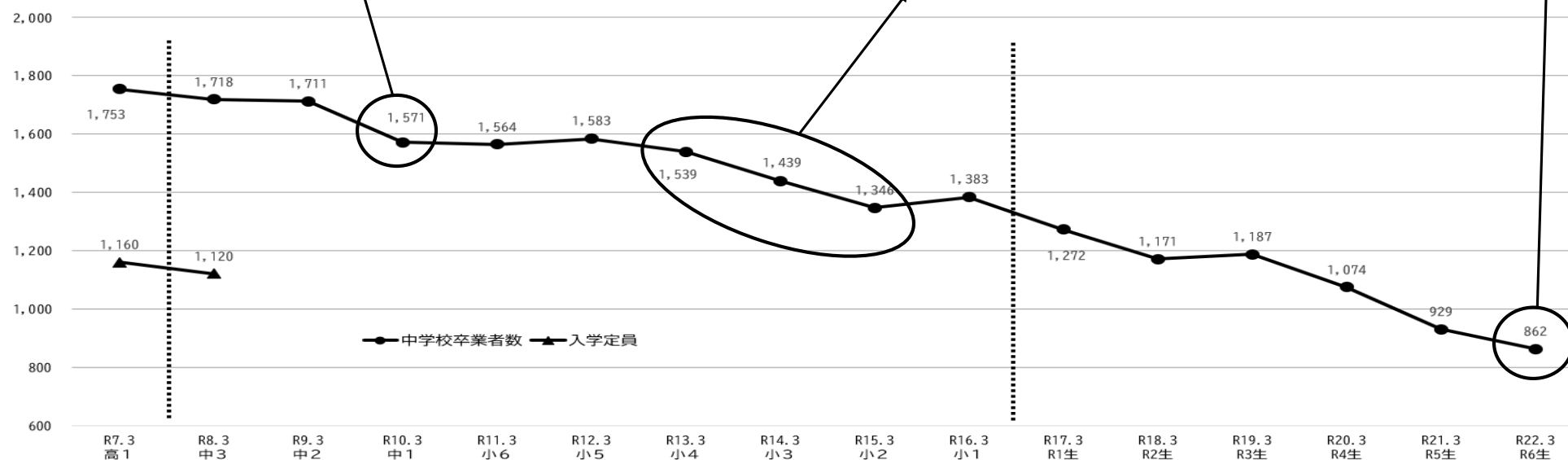
伊勢志摩地域の
県立高校
（全日制）

20学級程度

令和10年度以降に学級減への対応方針を決定

伊勢志摩地域の
県立高校
（全日制）

11～14学級
程度



伊勢志摩地域および松阪地域の高等学校等の学科・コースについて(令和8年度)

		学校名	大学科	入学定員												
伊勢志摩地域全 日制課程	県立	宇治山田高校	普通科	160	1,120	普通科	普通科	普通科	普通科					全 2 8 学級 普通科 1 3 専門学科 1 4 (工業 4) (商業 4) (農業 2) (家庭 1) (福祉 1) (水産 2) 総合学科 1		
	県立	伊勢高校	普通科	280		普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	国際科学コース				
	県立	伊勢工業高校	専門学科	160		機械科	機械科	電気科	建築科							
	県立	宇治山田商業高校	専門学科	160		商業科	商業科	情報処理科	国際科							
	県立	明野高校	専門学科	160		生産科学科	食品科学科	生活教養科	福祉科							
	県立	南伊勢高校度会校舎	普通科	40		普通科					伊勢志摩地域 中学校卒業生数 R8.3卒 1,718人					
	県立	鳥羽高校	総合学科	40		総合学科										
	県立	志摩高校	普通科	40		普通科										
	県立	水産高校	専門学科	80		海洋・機関科	水産資源科									
	私立	皇学館高校	普通科	315	545	普通科:315人、進学コース・特別進学コース										
	私立	伊勢学園高校	普通科	230		普通科:230人、特別進学コース・選択コース(情報ビジネス・生活デザイン・進学)・看護医療コース										

伊勢志摩地域
中学校卒業生数
R8.3卒 1,718人

- 定時制課程 県立 伊勢まなび高校 120 人 普通科:午前の部40人、午後の部40人
ものづくり工学科:夜間部40人
- 通信制課程 私立 英心高校(伊勢本校) 80 人 普通科:(全日型、水曜、土曜の各コース)
私立 代々木高校 1,000 人 普通科:(通学コース、通信一般コース等)
- 高等専門学校 国立 鳥羽商船高等学校 140 人 商船学科(40)、情報機械システム工学科(100)

(参考)

		学校名	大学科	入学定員											
松阪地域全 日制課程	県立	松阪高校	普通科	280	1,000	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	理数科	理数科	全 2 5 学級 普通科 9 専門学科 1 2 (工業 5) (商業 4) (農業 2) (家庭 1) 総合学科 4		
	県立	松阪工業高校	専門学科	200		工業化学科	機械科	繊維デザイン科	自動車科	電気工学科					
	県立	松阪商業高校	専門学科	160		総合ビジネス科	総合ビジネス科	総合ビジネス科	国際ビジネス科						
	県立	飯南高校	総合学科	80		郷土・環境、介護福祉 総合進学、コンピュータ								松阪地域 中学校卒業生数 R8.3卒 1,810人	
	県立	相可高校	普通科 専門学科	200		普通科	普通科	生産経済科	環境創造科	食物調理科					
	県立	昴学園高校	総合学科	80		地域探究、総合スポーツ 美術工芸、生活福祉、環境技術									
	私立	三重高校	普通科	530	530	普通科(進学コース、特進コース、六年制)：530人									

松阪地域
中学校卒業生数
R8.3卒 1,810人

※大学科の普通科には普通科系専門学科を含む

5 今後の当地域の学びと配置のあり方について

(1) 学びと配置のあり方の方針

- 少子化の中にあっても、主役となる子どもたちを第一に考えながら、当地域にどのような高校が必要なのか、前向きに検討する。
- 地域で活躍する人材育成の観点から、地域の高校で、子どもたちが学べる教育環境を提供することが大事である。
- 大学等への進学や各専門分野の技術・技能の習得など、多様なニーズに対応できる教育環境を整える必要がある。
- 再編に関する議論にあたっては、引き続き「伊勢市内の高校の再編」と「小規模校のあり方」の2つの観点で論じる必要がある。
- 子どもたちの選択肢の維持を図るにあたっては、地域にある国公立の学びの重なりや、役割についても勘案しながら、検討を進める必要がある。
- 学びと配置のあり方を検討する上で、私立高校の授業料無償化の影響や、学級編制標準と教員の配置標準の見直し、入試制度改革の動きなどについて注視する必要がある。
- 引き続き県立高校が、多様な背景をもつ子どもたちの選択肢の一つとなるよう、教育環境を整備する。
- 地域の子どもたちが地域で学べるよう、普通科、専門学科、総合学科の学科・コース・系列など多様な学びの選択肢をできるだけ維持する。
- 大学進学のニーズに応える高校は、多様な選択科目の開設や専門性の高い教員配置のためには、少なくとも1学年あたり6学級あることが望ましい。
- 部活動の活性化の観点から、1学年あたり4学級以上あることが望ましい。
- 令和4年3月に策定された「県立高等学校活性化計画」で規定する「他の高等学校では担うことが難しい県内唯一の学科」である水産高校は、引き続き活性化に取り組むこととする。
- 地域における学びの選択肢の維持のために、総合学科のあり方については、引き続き議論する必要がある。
- 再編を行うにあたっては、校舎制の採用や多様なニーズに応えられる校舎の新築・建替え、ICTの活用による授業変革など、柔軟かつ抜本的な試みも必要である。
- 同一の設置者が多様な課程、学科を有しているという県立高校の強みを生かし、異なる学科の併設や定時制や通信制などの課程の枠を越えた検討を進める必要がある。
- 再編するにあたっての学科や学校の組合せなど、協議会だけでは方向性を示すことが難しい内容もあるので、専門的な知見や高校現場の意見をふまえ検討する必要がある。
- 通学方法や通学時間など、通学に係る状況を考慮する。通学時間については、概ね90分以内、できれば60分以内であることが望ましい。
- 令和10年度の学級減への対応については、15年先までの過程であることを意識しつつ、令和13年度から令和15年度までの学級減への対応とのつながりを想定して方向性を取りまとめる。

(2) 1 学年あたり 1 4 学級程度となることが想定される 1 5 年先の学びと配置のイメージ

- 「学びと配置のあり方の方針」をふまえ、多様な背景をもつ子どもへの対応や、進学ニーズへの対応、各専門分野の技術・技能の習得などの学びの選択肢を確保しつつ、通学に係る課題や教育を取り巻く環境を勘案した上で、伊勢志摩地域全体で 3 校程度に集約される。
- 上記のうちの 1 校は、県内唯一の学科を有する水産高校となる。

(3) 1 5 年先を見据えた令和 1 0 年度に想定される 3 学級減への具体的対応

- 大学進学ニーズに応えるため、多様な選択科目の開設や専門性の高い教員配置ができる 1 学年あたり 6 学級以上の普通科高校を、地域に 1 校は維持する。
- 現在ある専門的な学びを含む多様な学びの選択肢をできる限り維持する。
- 学校行事や部活動など、子どもたちが協働的に活動できるよう、可能な限り一定の学校規模を維持する。
- 総合学科の学びのあり方については、引き続き協議する。
- 多様な背景をもつ子どもたちが安心して学べる環境のあり方については、引き続き協議する。
- こうしたことから、令和 1 0 年度に南伊勢高校度会校舎と志摩高校を募集停止とし、全日制課程 9 校を 7 校に再編して学びを整理統合する。

(4) 今後の協議について

- 合わせて 5 学級減程度の減少が想定される令和 1 3 ～ 1 5 年度には、令和 1 0 年度の学級減への対応後の配置のままでは、当地域の高校として望ましいとされる学校規模を維持することが難しくなることから、「伊勢市内の高校の再編」と「小規模のあり方」、「総合学科のあり方」の 3 つの視点を柱として引き続き議論を進め、次期県立高等学校活性化計画の策定に係る協議も注視しつつ、令和 9 年度を目途に方向性をとりまとめます。
- 「建物の集約化」に係る協議においては、多くの校舎で老朽化が進んでいることから、校舎の改築・新築を含む老朽化対策と多様なニーズに応えられる教育環境の提供を一体的にとらえ議論する必要があることから、長期的な視野をもって速やかに議論を進め、「学びの集約化」とともに、その方向性を示します。
- 1 5 年先の学びと配置の将来像については、その過程にある学級減への対応の方針決定に係る根幹となることから、より具体の姿が示されるよう考えをとりまとめ、早期に示す必要があります。

令和6年度 地域の県立高校に関するアンケート調査の結果 ①

調査期間

令和6年9月から10月まで

調査
主体
☐ 鈴鹿亀山地域高等学校活性化推進協議会
☐ 伊賀地域高等学校活性化推進協議会
☐ 松阪地域高等学校活性化推進協議会
調査
対象
☐ 地域の公立中学校2年生の生徒
☐ 地域の公立中学校2年生の保護者
☐ 地域の公立小学校5年生の保護者

1 高校を選ぶときに重視する点（主なもの）

選択肢（6つ以内を選択）

- ① 学びたい学科やコースがある
- ② 確かな学力を身につける授業の充実
- ③ 専門的な知識や技能、資格が習得できる
- ④ 興味関心に応じて多様な学びが選択できる
- ⑤ 地域と連携した活動が充実している
- ⑥ 文化祭や体育祭など学校行事が充実
- ⑦ 入りたい部活動がある、部活動が活発に行われている
- ⑧ 友だちや先輩、先生などとの多くの出会い
- ⑨ 一人ひとりの状況に応じて、きめ細かな教育が期待できる
- ⑩ 通学のしやすさ・距離
- ⑪ 学校の雰囲気・イメージ
- ⑫ 施設・設備の充実 ⑬ 進学・就職の実績
- ⑭ 自分の適性や能力
- ⑮ 先生や保護者、友だち等の周囲の人の意見
- ⑯ 学費などの経費負担
- ⑰ その他（自由記述）

■ 生徒

⑪ 学校の雰囲気・イメージ	53.1%	48.0%	49.0%
⑩ 通学のしやすさ・距離	50.5%	49.8%	49.3%
⑥ 文化祭や体育祭など学校行事が充実	47.6%	46.0%	42.4%
① 学びたい学科やコースがある	39.1%	42.7%	39.5%
⑦ 入りたい部活動、部活動が活発	33.9%	35.3%	35.7%

■ 保護者

① 学びたい学科やコースがある	69.6%	71.2%	73.3%
⑩ 通学のしやすさ・距離	69.3%	68.1%	64.4%
④ 興味関心に応じて多様な選択ができる	58.7%	63.3%	59.4%
② 確かな学力を身につける授業の充実	38.9%	42.8%	39.2%
⑪ 学校の雰囲気・イメージ	41.8%	35.6%	38.2%

※ 各地域での回答者に対する割合を合算した数値の上位5項目

令和6年度 地域の県立高校に関するアンケート調査の結果 ②

2 高校に期待する教育（主なもの）

選択肢（5つ以内を選択）

- ① 自ら学び続ける力が身につく教育
- ② 自分で問いや課題を見つけ、主体的に取り組む力が身につく教育
- ③ 多様な選択肢の中から進路を決定する力が身につく教育
- ④ 地域を題材として学ぶ教育
- ⑤ 大学や企業等と連携・協働して学ぶ教育
- ⑥ 人権に対する意識が高まる教育
- ⑦ 基本的な知識が身につく教育
- ⑧ ICTを積極的に活用する教育
- ⑨ 広く世界で活躍できる力が身につく教育
- ⑩ 社会性や協調性、コミュニケーション能力など協働する力が身につく教育
- ⑪ 社会人として必要なマナーや礼儀・責任感が身につく教育
- ⑫ 特別活動や部活動などを通じて豊かな人間性が身につく教育
- ⑬ 一人ひとりの状況に応じて適切な支援が受けられる教育
- ⑭ その他（自由記述）

■ 生徒

① 自ら学び続ける力	52.0%	54.0%	52.6%
⑦ 基本的な知識	48.0%	46.2%	43.1%
⑪ 社会人として必要なマナーや責任感	46.9%	44.2%	42.0%
⑩ 社会性やコミュニケーション能力など	42.0%	43.2%	40.1%
② 自ら問いを見つけ主体的に取り組む力	34.1%	32.3%	30.6%

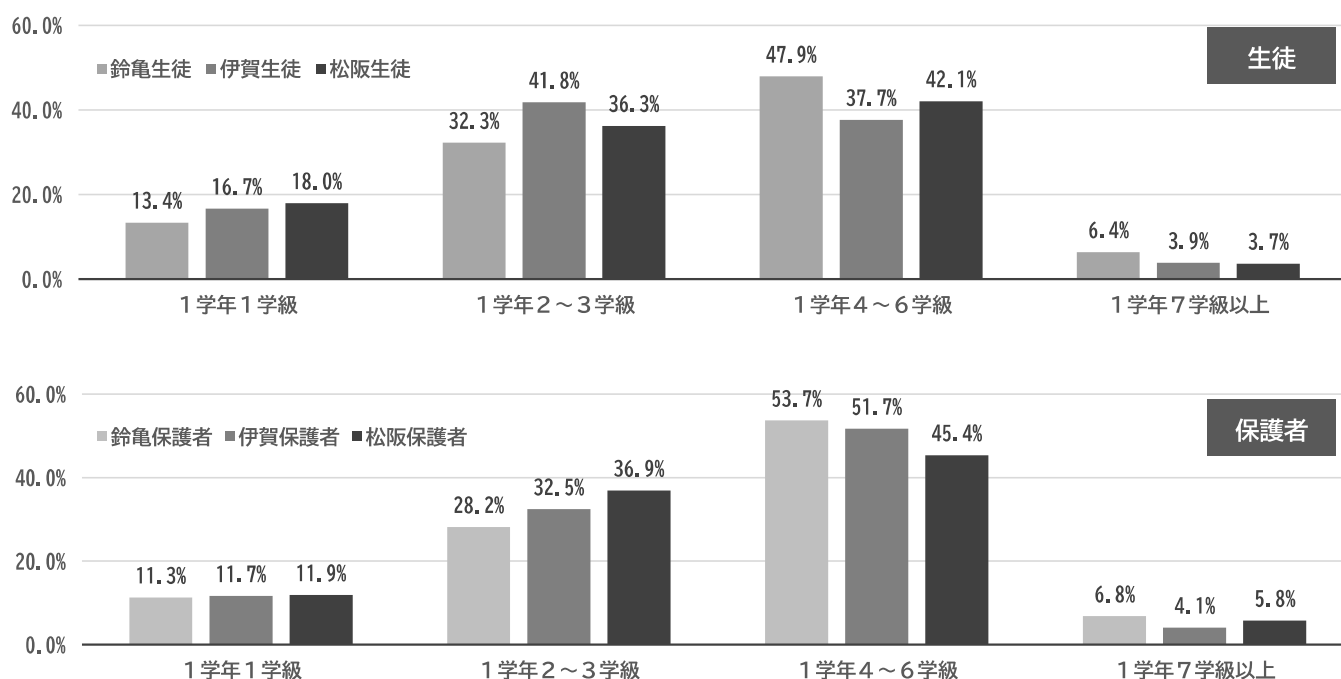
■ 保護者

	鈴鹿亀山	伊賀	松阪
① 自ら学び続ける力	58.5%	59.5%	61.0%
⑩ 社会性やコミュニケーション能力など	58.5%	58.8%	60.7%
② 自ら問いを見つけ主体的に取り組む力	50.4%	51.8%	53.6%
③ 多様な選択肢から進路を決定する力	49.6%	52.9%	49.0%
⑪ 社会人として必要なマナーや責任感	46.1%	44.1%	47.1%

※ 各地域での回答者に対する割合を合算した数値の上位5項目

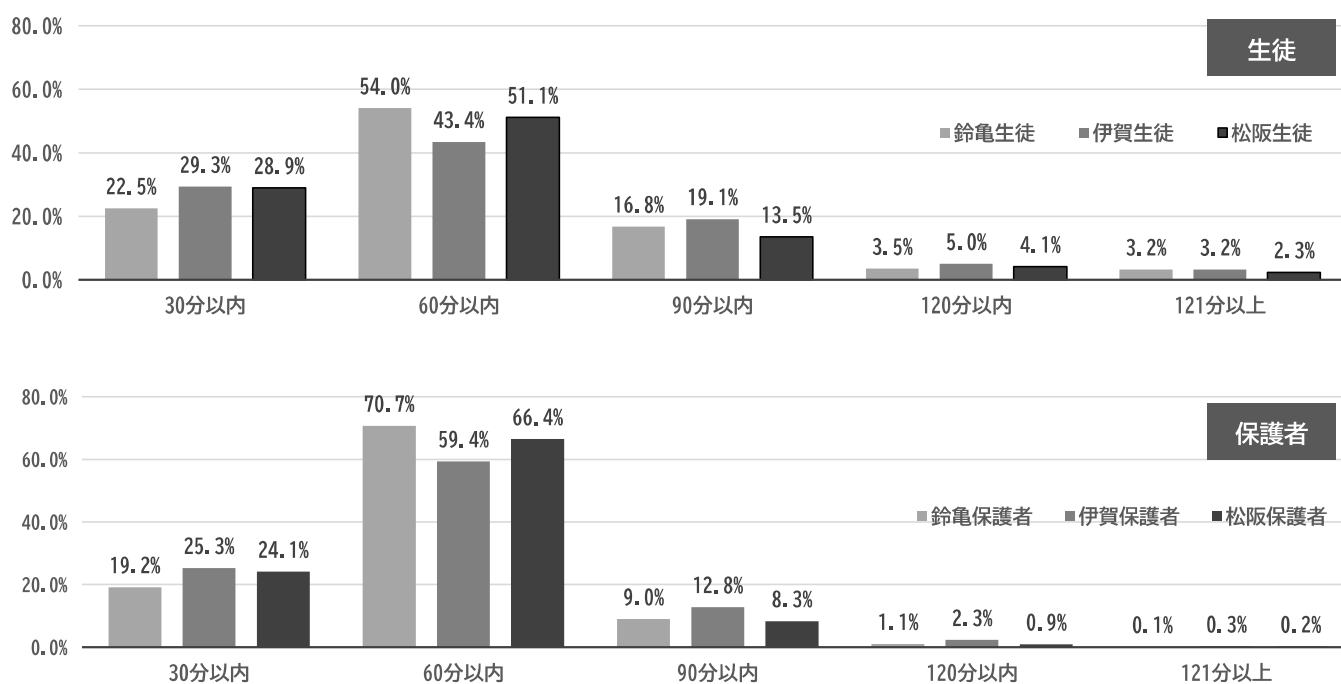
令和6年度 地域の県立高校に関するアンケート調査の結果 ③

3 希望する学校規模



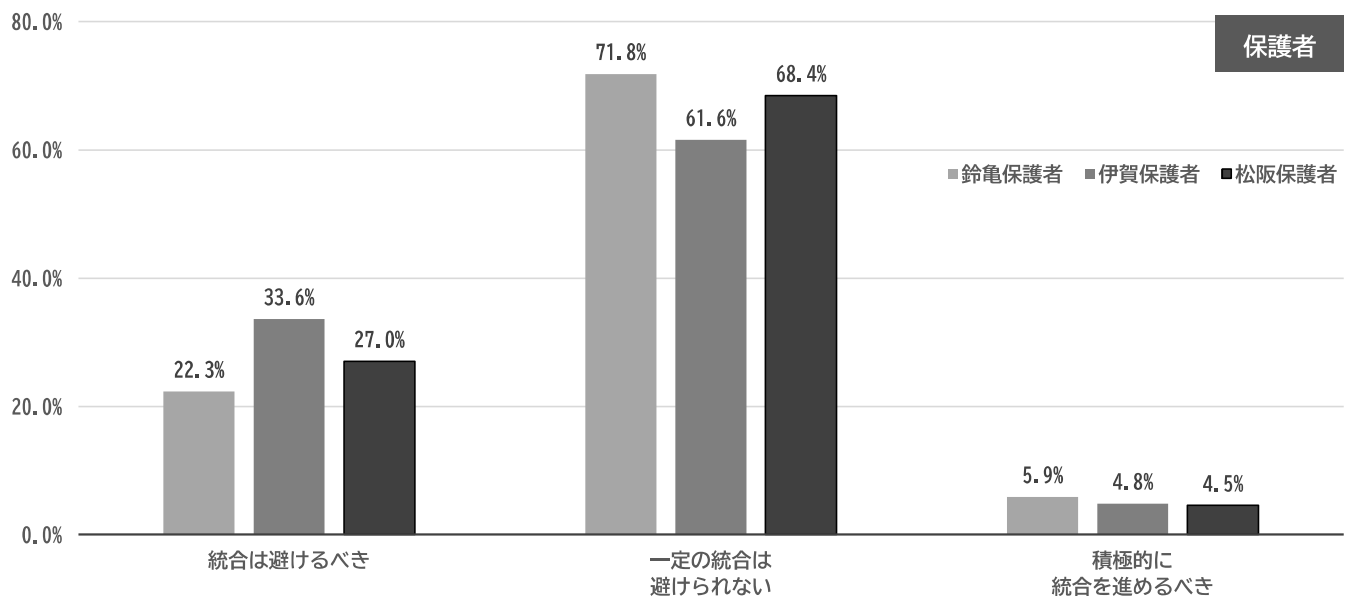
令和6年度 地域の県立高校に関するアンケート調査の結果 ④

4 許容できる通学時間



令和6年度 地域の県立高校に関するアンケート調査の結果 ⑤

5 今後の地域の県立高校のあり方



伊勢志摩地域の県立高校に関するアンケート結果について

1 中学生を対象としたアンケート結果

A 学びについて

(高校を選ぶとき、学習面で重視すること)

- ・「進学や就職など多様な進路に応じた学習の選択ができること」(45.1%)、「就職につながる専門的な知識や技能、資格が習得できる」(29.3%)、「大学進学につながる学力向上を目指した学習ができる」(25.6%)の順となっている。

(高校を選ぶとき、学校生活全般で重視すること)

- ・「文化祭や体育祭などの学校行事」(66.5%)、「確かな学力を身につける授業」(65.5%)に続いて、「多くの友だちや先生と出会える」(55.9%)、「通学のしやすさ」(54.2%)を重視している。

(高校に期待する教育)

- ・「自分の将来を選択する力が身につく教育」(75.3%)をはじめ、「社会性や協調性、コミュニケーション能力が身につく教育」(64.3%)、「基本的な知識が身につく教育」(58.6%)、「社会人として必要なマナーや礼儀・責任感が身につく教育」(58.3%)を期待している。

B 学級の規模について

- ・選んだ生徒が多い順に「3～4学級」(49.0%)、「1～2学級」(25.8%)、「5～6学級」(21.1%)、「7学級以上」(4.0%)となっている。
- ・生徒の多くが学びたい学級規模に関係なく、選んだ理由を「友だちや先輩、先生など、多くの出会いがあると思うこと」(50.5%)としている。

C 通学時間について

- ・選んだ生徒が多い順に「31～60分」(52.7%)、「30分以内」(26.3%)、「61～90分」(16.6%)、「91～120分」(2.8%)、「121分以上」(1.6%)となっている。

D 高校での地域の学習について

- ・選んだ生徒が多い順に「別の分野について」(37.2%)、「高校が所在する市町」(31.9%)、「伊勢志摩地域全体」(30.3%)となっている。

E 将来生活する場所について

- ・「まだ、決まっていない。わからない」(34.8%)が最も多く、続いて、「県外」(23.5%)、「一度は地元を離れても、いつかは戻りたい」(16.4%)、「地元」(13.5%)となっている。

2 保護者を対象としたアンケート結果

A 学びについて

(高校を選ぶとき、学習面で重視すること)

- ・「進学や就職など多様な進路に応じた学習の選択ができること」(63.0%)に続いて、「大学進学につながる学力向上を目指した学習ができる」(21.4%)、「就職につながる専門的な知識や技能、資格が習得できる」(14.4%)となっている。

(高校を選ぶとき、学校生活全般で重視すること)

- ・「確かな学力を身につける授業」(67.8%)をはじめ、「通学のしやすさ」(61.9%)、「多くの友だちや先生と出会える」(57.2%)、「一人ひとりに目が届きやすく、きめ細かな教育」(51.1%)を重視している。

(高校に期待する教育)

- ・「社会性や協調性、コミュニケーション能力を育む教育」(73.5%)をはじめ、「進路選択の力を育む教育」(63.6%)、「社会人として必要なマナーや礼儀・責任感が身につけることができる教育」(63.3%)、「主体的に学び続ける力を育む教育」(59.0%)を期待している。

B 15年先の伊勢志摩地域の県立高校のあり方について

- ・今後の伊勢志摩地域の高校について、「一定の統合は避けられない」(52.2%)が最も多く、続いて、「統合は避けるべき」(29.3%)、「必要な統合を進めるべき」(12.2%)となっている。

C 通学時間について

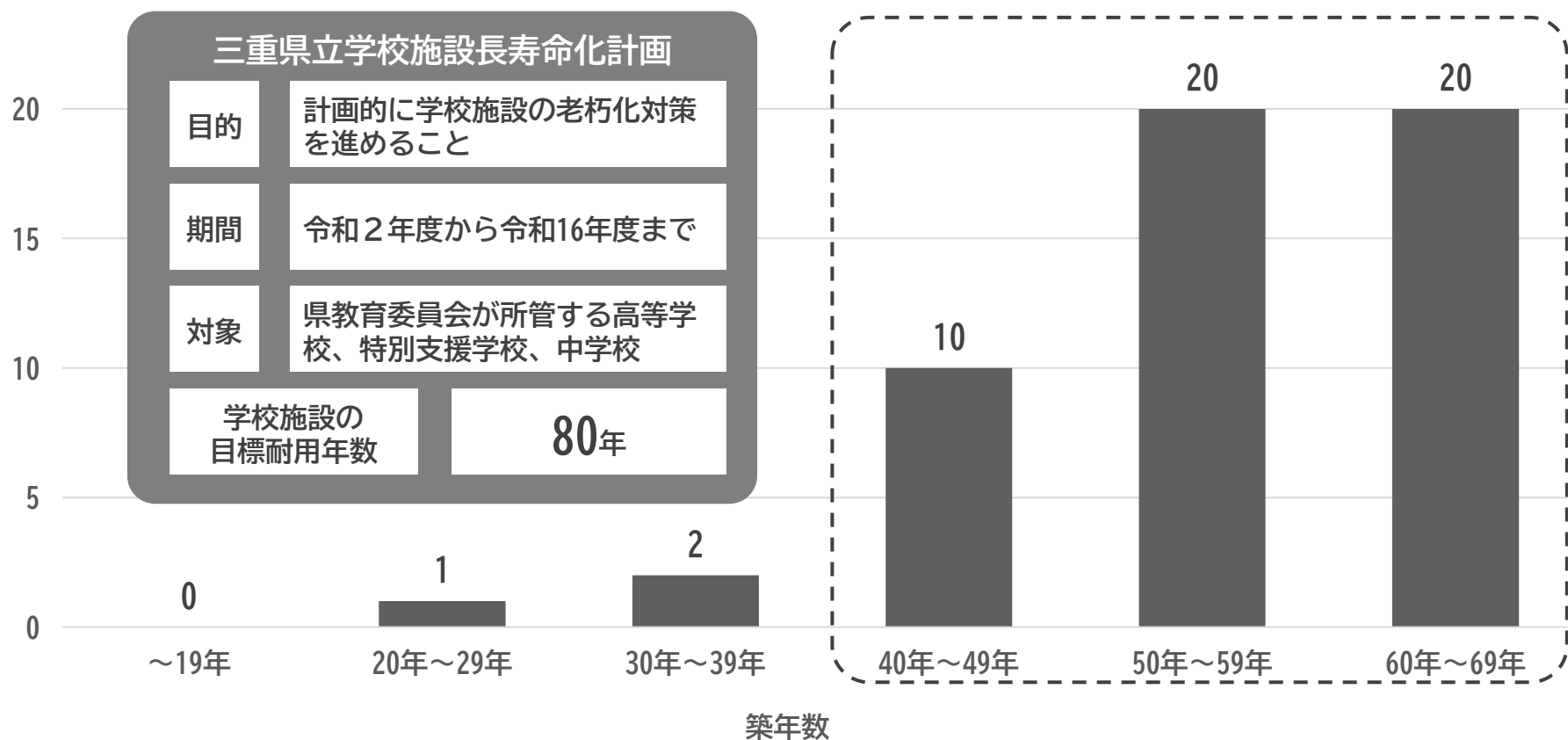
- ・選んだ保護者が多い順に、「31～60分」(62.9%)、「30分以内」(19.1%)、「61～90分」(13.6%)、「91～120分」(1.9%)、「121分以上」(0.4%)となっている。

D 将来生活する場所について

- ・「本人の希望次第」(68.7%)が最も多く、続いて、「地元」(11.2%)、「一度は地元を離れても、いつかは戻ってほしい」(8.1%)となっている。

学校施設

学校施設の老朽化の状況

53校*¹中50校が築40年以上*²経過している28
学校数

【備考】

- * 1 熊野青藍高等学校については、木本高等学校及び紀南高等学校と同一の校舎であるため、学校数に含めていない。
- * 2 各県立高等学校（全日制）の主たる校舎の築年数（令和7年4月1日時点）

学校規模と教育環境について

1 教員数

(1) 教職員定数

各学校に配置される教職員定数の標準は、法律により、入学定員（÷学級数）に応じて定められています。

全日制普通科の場合

1学年 あたりの 学級数	1学級	2学級	3学級	4学級	5学級	6学級	7学級	8学級
教員数 (人)	8	15	23	29	35	43	48	52
差		7	8	6	6	8	5	4

※ 校長、教頭、養護教諭、実習助手、事務職員を除く

※ 上記以外に学科による加算や加配教員、非常勤講師等の配置があります

※ あくまで標準であり、すべての学校がこの人数に一致するわけではありません

(2) 学級数別の各教科担当教員の配置シミュレーション（全日制普通科）

1学年 あたりの 学級数	1学級	2学級	3学級	4学級	5学級	6学級	7学級	8学級
計	8	15	23	29	35	43	48	52
国語	1	2	4	5	5	7	7	8
数学	2	3	4	5	6	7	8	9
英語	2	3	4	5	6	7	8	9
社会	1	2	3	4	5	6	6	7
理科	1	2	3	4	5	6	7	8
保体	1	2	3	3	4	5	6	6
芸術	0	1	1	1	2	3	3	3
家庭	0	0	1	1	1	1	1	1
情報	0	0	0	1	1	1	1	1

※ 1～7学級の教科別教員数については、県内の8学級の高校の教科別教員数を参考に算出

※ 国語・数学・英語は学年あたりの配置人数が1、2、3人で色分け

※ 社会は地歴科と公民科から構成しており、地歴科では日本史、世界史、地理を専門とする教員を5人、公民科では1人を配置できる6人と、地歴3人、公民1人を配置できる4人で色分け

※ 理科は物理、化学、生物を専門とする教員が2人ずつ配置できる6人と、1人ずつの3人で色分け

※ 保健体育は学年あたりの人数が2人、1人で色分け

※ 芸術は音楽、美術、書道の教員が1人ずつ配置できる3人で色分け

※ この表はシミュレーションであり、実際は学校ごとに教育課程などが異なるため、教員数の合計、教科別の人数ともこのとおりとは限りません。

2 部活動

R4学校規模別部活動設置状況（男子）マネージャー含む

第1学年学級数					1	2	3	4	5	6	7	8
学校数					2	7	2	9	12	7	8	7
No	競技・種目	設置 学校数	設置 割合	登録 人数								
1	硬式野球	53	98.1%	1,393	2	7	2	8	12	7	8	7
2	バスケットボール	47	87.0%	918	1	6	2	8	10	5	8	7
3	陸上競技	46	85.2%	824	2	4	2	7	10	6	8	7
4	卓球	42	77.8%	682	1	4	2	5	10	5	8	7
5	バドミントン	41	75.9%	1,130	0	6	0	6	11	4	7	7
6	サッカー	39	72.2%	1,515	0	2	2	5	10	5	8	7
7	テニス	34	63.0%	513	0	2	2	4	8	4	8	6
8	バレーボール	33	61.1%	627	1	2	0	5	7	4	7	7
9	ソフトテニス	31	57.4%	518	1	4	0	6	5	4	5	6
10	剣道	27	50.0%	177	0	0	1	4	5	5	5	7
11	ハンドボール	20	37.0%	472	0	0	0	1	4	4	5	6
12	柔道	20	37.0%	146	1	1	0	2	8	1	3	4
13	弓道	19	35.2%	348	0	0	1	4	5	3	5	1
14	山岳（ワグダーフォーゲル）	12	22.2%	148	0	0	0	2	1	2	3	4
15	ラグビー	10	18.5%	207	0	0	0	1	3	1	2	3
16	水泳	10	18.5%	87	0	0	0	3	1	0	2	4
17	ダンス	9	16.7%	39	0	0	0	0	4	1	2	2
18	レスリング	7	13.0%	53	0	1	0	1	4	0	1	0
19	軟式野球	6	11.1%	104	0	0	0	0	1	1	2	2
20												
設置部活動の種類（～No.19）					7	11	8	18	19	17	19	18
設置部活動の全種類					7	15	9	22	28	23	26	22

R4学校規模別部活動設置状況（文化部）

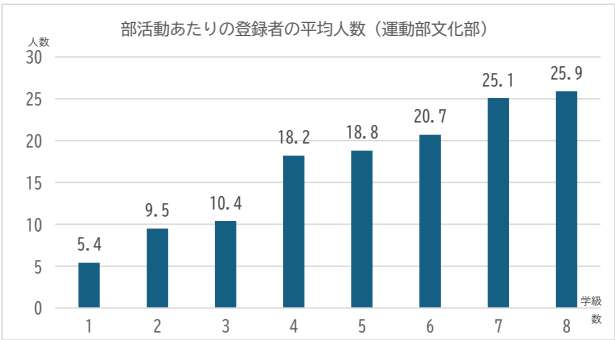
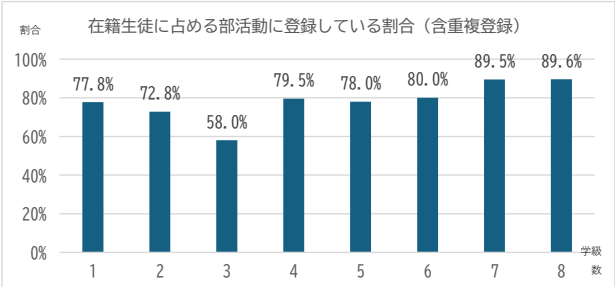
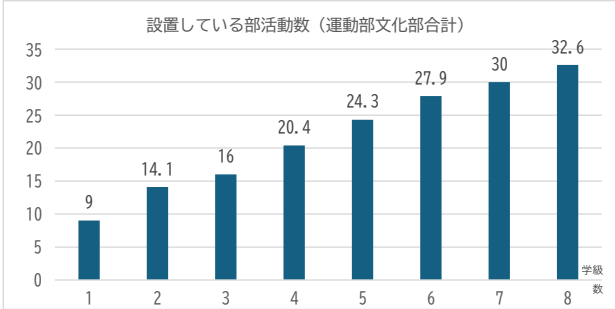
第1学年学級数					1	2	3	4	5	6	7	8
学校数					2	7	2	9	12	7	8	7
No	競技・種目	設置 学校数	設置 割合	登録 人数								
1	美術	47	87.0%	634	0	5	2	8	10	7	8	7
2	吹奏楽	44	81.5%	1,347	1	2	1	8	11	6	8	7
3	茶道	38	70.4%	536	1	4	2	5	8	5	7	6
4	書道	36	66.7%	351	0	2	2	5	9	5	6	7
5	放送	31	57.4%	308	0	1	0	4	9	5	7	5
6	写真	24	44.4%	586	0	2	0	4	6	6	4	2
7	家庭	19	35.2%	310	2	3	2	3	3	2	2	2
8	演劇	19	35.2%	214	0	0	0	2	5	3	4	5
9	ボランティア	13	24.1%	205	0	3	1	1	3	3	1	1
10	華道	13	24.1%	136	0	1	1	2	4	3	2	0
11	コンピュータ	11	20.4%	147	1	1	0	1	3	2	2	1
12	文芸	11	20.4%	106	0	1	0	0	0	2	3	5
13	アニメ・漫画	10	18.5%	197	0	1	0	0	3	2	3	1
14	人権サークル	10	18.5%	44	0	0	1	2	3	2	2	0
15	調理	9	16.7%	236	0	0	0	1	2	1	2	3
16	英語	9	16.7%	101	0	2	0	1	2	0	1	3
17	合唱	9	16.7%	64	0	0	0	1	2	1	4	1
18	新聞	8	14.8%	67	0	0	0	0	3	2	2	1
19	邦楽	7	13.0%	91	0	1	0	0	1	0	0	5
20	自然科学	7	13.0%	47	0	0	0	1	1	0	2	3
設置部活動の種類（～No.20）					4	14	8	16	19	17	19	18
設置部活動の全種類					4	19	9	30	37	33	32	31

R4学校規模別部活動設置状況（女子）マネージャー含む

第1学年学級数					1	2	3	4	5	6	7	8
学校数					2	7	2	9	12	7	8	7
No	競技・種目	設置 学校数	設置 割合	登録 人数								
1	陸上競技	41	75.9%	486	1	3	1	6	9	6	8	7
2	バドミントン	39	72.2%	913	0	5	0	7	10	4	6	7
3	バスケットボール	39	72.2%	575	2	2	0	5	10	6	7	7
4	卓球	37	68.5%	334	0	1	2	5	8	6	8	7
5	バレーボール	34	63.0%	533	1	1	0	5	7	6	7	7
6	テニス	29	53.7%	316	0	1	1	3	5	6	7	6
7	ソフトテニス	28	51.9%	279	1	3	0	5	5	5	4	5
8	剣道	25	46.3%	135	0	0	1	2	4	5	6	7
9	弓道	17	31.5%	334	0	0	1	3	5	2	5	1
10	ハンドボール	15	27.8%	255	0	0	0	0	3	3	4	5
11	ダンス	12	22.2%	403	0	0	0	0	5	1	3	3
12	ソフトボール	12	22.2%	188	0	0	0	2	3	3	2	2
13	柔道	12	22.2%	38	0	0	0	1	4	2	1	4
14	水泳	10	18.5%	54	0	0	0	3	0	1	2	4
15	硬式野球	9	16.7%	24	0	1	0	1	3	3	0	1
16	サッカー	7	13.0%	93	0	1	0	0	2	0	1	3
17	体操	5	9.3%	66	0	0	0	1	1	0	1	2
18	空手道	5	9.3%	57	0	0	0	0	0	1	2	2
19	山岳（ワグダーフォーゲル）	5	9.3%	31	0	0	0	1	1	0	0	3
20												
設置部活動の種類（～No.19）					4	9	5	15	17	16	17	19
設置部活動の全種類					4	11	6	17	25	21	25	21

○1学年あたりの学級数別の部活動の状況

（令和4年度三重県学校体育・部活動実態調査より）



3 公立学校における盗撮防止に向けた対策について

名古屋市等の教員が、児童生徒等を盗撮し逮捕された事案の報道を受け、県教育委員会事務局内にワーキンググループを設置し、8月に開催された常任委員会での意見や緊急調査の結果及びその分析をもとに検討を重ね、盗撮防止に向けた対策を9月2日にとりまとめ、公表しました。

なお、各市町等教育委員会においては、県立学校の取組を参考にするなど、各市町の実情に応じて、盗撮防止対策の取組を進めるよう依頼しました。

1 盗撮防止に向けた対策

(1) 教職員による児童生徒の撮影等に係る取扱い

教職員が児童生徒を撮影する際に使用する端末、撮影した画像・動画データの取扱いを統一するため、「県立学校における教職員による児童生徒の撮影等に係る適切な取扱いについて」(別紙1)をとりまとめ、9月4日付で県立学校の全ての教職員に周知徹底しました。

【取扱いの主なポイント】

- 撮影等は原則、学校所有の端末を使用する。なお、私用端末については、緊急時及び管理職が許可する場合に限り使用できることとする。
- 撮影データは学校指定の共有フォルダに保存する。保存後は撮影者以外の教職員が確認の上、端末・記録媒体のデータを速やかに削除する。
- 共有フォルダのデータは管理職の許可なく学校外へ持ち出さない。
- 管理職等は、年度当初に取扱いの周知徹底を図るとともに、定期的に画像・映像データが適切に管理されていることを確認する。

(2) 盗撮防止に向けた日常的な環境整備、点検

盗撮防止のため、日常的に教室やトイレ等の整理整頓を行う仕組みを構築し、死角をなくすなどカメラ等の撮影機能のある端末を設置できないような環境にします。また、「盗撮防止に係る点検チェックリスト」(別紙2)等を活用し、教室や更衣室、トイレ等の点検を、学期に1回、年間3回、重点的に実施します。

なお、各県立学校において、夏季休業明けから9月16日までに教室等の点検を実施しましたが、不審物の発見報告等はありませんでした。各学校からの報告を参考に、より良い点検の在り方を検討し、今後の点検方法の改善等につなげていきます。

(3) コンプライアンス・ミーティングの実施

各県立学校において、盗撮に係るコンプライアンス・ミーティングを年内に必ず実施するとともに、「セルフチェックシート(児童生徒性暴力等、盗撮行為)」(別紙3)等を活用し、定期的に自らの行動を振り返る機会を持ちます。

(4) 盗撮等の事案に対する校内体制の整備

各県立学校において、児童生徒が校内で不審物を見つけたり、着替えなどに不安を感じたりした場合、すぐに教職員に相談できるよう、まずは夏季休業明けに、児童生徒及び保護者に対し校内の相談先を案内しました。また、児童生徒が盗撮等の被害を受けた場合に、被害者のプライバシーに配慮しつつ、迅速かつ組織的に対応できる仕組みを9月中に整理しました。

(5) 性暴力の未然防止に向けた教育の充実

各県立学校において、児童生徒に対し、盗撮を含む性暴力の被害に児童生徒自らが気づき予防できるよう「生命（いのち）の安全教育」を一層進めるとともに、犯罪被害を含む危険の回避など、情報を正しく安全に利用できるよう情報モラル教育の充実を図ります。

2 今後の取組方向

上記の取組に加え、県立学校に通学する児童生徒が盗撮を含む児童生徒性暴力等の被害者とならないよう、次の取組を進めます。

(1) 「教職員によるわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査」の公立小学校、特別支援学校小学部での実施

公立小学校、特別支援学校小学部での実施については、児童の発達段階をふまえて質問項目等を工夫し、市町等教育委員会の意見もふまえ、今年度の試行実施に向けて検討します。

(2) 教職員による児童生徒への性暴力に関する相談窓口の充実

現在運用している「教職員による児童生徒への性暴力に関する電話相談」窓口に加えて、より相談しやすくなるよう、SNSによる相談窓口等の多様化を検討します。

(3) 盗撮防止対策のための公的端末の整備

今回定めたルールの中で、原則私的端末による撮影を禁止したことをふまえ、教育活動や学校の魅力発信の場において支障が出ないよう、さらなる公的端末の整備を検討します。

(4) 盗撮防止対策のための防犯カメラの設置

学校における盗撮防止対策のための防犯カメラの設置については、一定の抑止効果がある一方、生徒や教職員のプライバシーに配慮する必要があります。そのため、設置の是非について、引き続き、国等における議論をふまえ、慎重に検討を進めてまいります。

※こども性暴力防止法施行準備検討会中間とりまとめ案（9月12日）において、「防犯カメラの有効性」について明記。

(別紙)

県立学校における教職員による児童生徒の撮影等に係る適切な取扱いについて

三重県教育委員会

○教職員による児童生徒の撮影に係る基本的な考え方

- ・ 学校は、児童生徒や保護者に写真・動画撮影を行うことがあることを明示し、撮影及び画像・映像データの使用について、入学時等に児童生徒及び保護者から同意を得ること。
- ・ 撮影を予定する場合は、撮影目的を明確にしたうえで、事前に管理職の許可を得ること。
- ・ 入学時等に撮影の同意を得た場合であっても、実際に撮影する際は、撮影する旨を児童生徒に伝えとともに、被写体となる児童生徒が撮影を拒んだ場合は、撮影しないこと。
- ・ 児童生徒の生命・身体に係る事故があった際等、緊急に撮影する必要がある場合に限り、管理職の許可を得ずに撮影することができる。

1 教職員が児童生徒を撮影する際に使用する端末^{※1}、記録媒体^{※2}について

- (1) 児童生徒を撮影する際に使用する端末、記録媒体については、原則、学校所有等（以下、「公的」という。）の端末、記録媒体を使用すること。
- (2) 児童生徒の生命・身体に係る事故があった際等、緊急に撮影の必要がある場合及び管理職が許可する場合に限り、教職員の私的な端末、記録媒体を用いて撮影できることとする。
- (3) 児童生徒を撮影する際には、公的、私的な端末の如何によらず、事前に学校所定の管理簿等に撮影予定日、撮影目的及び使用端末等を記入すること。ただし、児童生徒の生命・身体に係る事故等が発生し、緊急に撮影する必要がある場合については、対応後に管理職に事故等の報告をするとともに、学校所定の管理簿等に撮影した内容等を記入すること。

※1 スマートフォン、タブレット、デジタルカメラ、ビデオカメラ等の写真・動画撮影機能のある端末

※2 デジタルカメラ等内部記録メモリを備えた機器及びSDカード等の外部記録媒体

2 撮影した児童生徒の画像・映像データの保存について

- (1) 写真・動画撮影後、速やかに撮影した画像・映像データを学校指定の共有フォルダ等※³に保存すること。
- (2) 許可を受けた私的な端末、記録媒体を使用する際は、画像・映像データが教職員個人のクラウド等へ自動保存されないよう設定すること。ただし、緊急に撮影する必要がある場合は除く。
- (3) 学校指定の共有フォルダ等に保存した後、撮影者以外の教職員による確認のもと、端末、記録媒体等の画像・映像データを速やかに削除すること。

※3 シェアポイント、学校所有のファイルサーバー等にある共有フォルダ

3 撮影した児童生徒の画像・映像データの管理について

- (1) 個人情報の扱いには十分に注意するとともに、利用目的を終えた画像・映像データは学校指定の共有フォルダ等から速やかにすべて削除すること。
- (2) 学校指定の共有フォルダ等に保存されている児童生徒の画像・映像データを、管理職の許可なく学校外へ持ち出さないこと。
- (3) 管理職の許可を得て児童生徒の画像・映像データを学校外へ持ち出す場合は、学校所定の個人情報管理簿等に記載し、暗号化やパスワード設定等、紛失・漏洩への防止対策を徹底するとともに、教職員個人の端末等に画像・映像データを保存しないこと。

4 教職員による児童生徒の撮影等に係る適切な取扱いの運用について

- (1) 管理職は、児童生徒の撮影等に係る取扱いが適切に行われるよう、年度当初に教職員に対し、この取扱いを周知徹底すること。
- (2) 管理職または管理職から指示を受けた教職員は、定期的に、学校所定の管理簿及び個人情報管理簿等を確認するとともに、学校指定の共有フォルダ等に保存されている児童生徒の画像・映像データが適切に管理されていることを確認すること。

☐ 盗撮防止に係る点検チェックリスト

点検日	令和 年 月 日 ()
学校名	
点検者	

※ チェック欄は○・△・×で記入
該当しない場合は「－」で記入

1 教室、更衣室、特別教室等（着替えに使っている場合など）		チェック欄	備考
1	整理整頓されて、長期間置かれている物や余計な物や見慣れない物が置かれていない。 （ボールペン、小型置時計、ぬいぐるみなど）		
2	置かれている物に不審な穴やテープはない。		
3	天井や壁、床、扉に不自然な剥がれや穴や不要な掲示物やテープなどはない。		
4	清掃用ロッカーなどは整理され、扉に不審な穴や掲示物やテープなどはない。		
5	カーテンやカーテンレールに不自然な箇所などはない。		
6	テレビ、時計、空調機器などに不審な物はない。		
7	換気扇や通気口、扇風機、エアコンなどに不審な物はない。		
8	スクリーンやスピーカー、照明器具などに不審な物はない。		
9	使用しない時、教室移動の時などには施錠され、鍵の管理は適切に行われている。		
10	間仕切りや目隠し等、中が見えないための措置が講じられている。		

2 トイレ（すべてのトイレ）		チェック欄	備考
1	扉や鍵部分に不審な物は設置されていない。		
2	トイレトーパーホルダー等に不審な物が差し込まれていない。		
3	サニタリーボックス等、個室内の物に不自然な穴やテープはない。		
4	便器の内側や周辺に不審な物（見慣れない芳香剤、ボールペン等）はない。		
5	天井や壁、床、扉に不自然な剥がれや穴や掲示物やテープなどはない。		
6	個室の仕切り上部スペースや換気扇や通気口などに不審な物はない。		

3 その他（必要に応じて各校で点検個所を追加）		チェック欄	備考
1			
2			
3			
4			
5			

【参考】点検項目追加一覧

＜プール及びプールの更衣室＞

- ・ プールを使用していない時に出入口は施錠され、鍵の管理は適切に行われている。
- ・ プールサイドに不要な物は置かれていない。
- ・ すのこの下や脱衣用ロッカーの周りに不審な物はない。
(ボールペン、小型置時計、ずっと置かれている荷物等)

＜部室＞

- ・ 使用していない時に施錠はされ、鍵の管理は適切に行われている。
- ・ ロッカーなどは整理され、不審な物はない。

※確認の視点

- ・ レンズが5 mm以下の小さな撮影機器もある。
- ・ 掲示物や補修テープに小型カメラが仕込まれ、実際に触ったり剥がしたりして発見されることもある。
- ・ 更衣室に置かれていた消毒用塩素が入った段ボールにスマートフォンを設置し盗撮された事例もある。
- ・ 更衣室に置かれていた荷物にカメラが設置されていた事例もある。
- ・ 天井吊りのスクリーンに盗撮カメラが設置されていた事例がある。
- ・ 武道場がある学校については、柔道部や剣道部の更衣室の点検も必要。

□ セルフチェックシート（児童生徒性暴力等、盗撮行為）

(職名： 名前：)

このチェックリストは、あなたの行動や考え方を振り返ることにより、自分自身の現状を把握し、犯罪や非違行為につながらないよう自らを律するものです。
 なお、チェックリストに記載されている内容すべてが犯罪や非違行為に該当するものではなく、犯罪や非違行為につながる恐れのあるものも含んでいます。

※ 各項目について、自分自身が当てはまると思ったものには○を、当てはまらないと思ったものには×を、どちらとも言えない（判断に迷う）ものには△をチェック欄に記入してください。

N0	診断項目	チェック期日	／	／	／
1	自分の言動が、児童生徒、保護者、県民の教育に対する信頼に影響を及ぼすものであることをしっかり自覚している。				
2	児童生徒性暴力等（盗撮行為含む）は、児童生徒の人権を侵害する絶対に許されない行為であり、どのような行為が児童生徒性暴力等に該当するか正しく認識している。				
3	インターネット・SNS等において、違法または社会規範に反する性的コンテンツへの関与や閲覧等を行わないようにしている。				
4	自家用車同乗依頼を保護者等から受け、自家用車等に同乗させる場合は、事前に管理職の許可を得ている。				
5	児童生徒を撮影する場合、保護者の承諾、管理職の事前承認、本人の了解の上で行っている。				
6	児童生徒を撮影する場合、公的な端末・記録媒体を用いて行っている。（危機管理対応等における緊急時または管理職による事前承認を得た場合を除く）				
7	写真・動画撮影後、速やかに撮影した画像・映像データを学校指定の共有フォルダ等に保存し、端末、記録媒体内のデータを削除している。				
8	学校に保管されている児童生徒の撮影データを、管理職の許可なく学校外等へ持ち出さないようにしている。				
9	児童生徒と私的なSNS等のやりとりを行わないようにしている。				
10	児童生徒への不要な身体接触や、性的な発言を行わないようにしている。				
11	特定の児童生徒だけに偏った個別指導と受け止められないようにしている。				
12	特定の児童生徒と親密であるなどの噂が広がらないようにしている。				
13	児童生徒を個別指導する場合は、密室にならないように見通しを確保（ドア・窓の開放等）して行っている。				
14	教室や更衣室等、トイレの定期点検や、教室等の整理整頓を日常的に行い、盗撮等の未然防止に努めている。				
15	児童生徒を性的な関心や欲求の対象として見ていない。または見ないようにしている。				
16	管理職の許可なく児童生徒と放課後に教室等の個室、校外等で会っていないか。				
17	自分の性的な衝動をコントロールすることができる。				
18	児童生徒から頼られることを、自分への好意と勘違いしないようにしている。				
19	仕事上のことはもちろん私的なことも必要に応じて相談するなど、周りの職員とコミュニケーションが図れている。				
20	同僚の不適切な言動を見逃すことなく制止したり、指摘したりすることができる。				
21	同僚の非違行為が疑われる場合、迷わず管理職に報告・相談することができる。				
22	児童生徒を指導する場合は、可能な限り複数の教職員で対応している。				
23	児童生徒と校外等で会わないようにしている。（教育活動や業務上必要な場合を除く）				
24	必要性のない児童生徒の連絡先は、すぐに削除している。				
○の数			／24	／24	／24

※ セルフチェック後の感想（自分に向けて）

期日	感想等
／	
／	
／	

【懲戒処分の指針】

4 児童生徒等に対する非違行為関係

(1) 児童生徒性暴力等

① 次に掲げる行為をした教職員等は、免職とする。

(ア) 児童生徒等に性交等を行うこと又は児童生徒等をして性交等をさせること。

(イ) 児童生徒等にわいせつな行為を行うこと又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること（上記(ア)に掲げるものを除く。）。

(ウ) 刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第5条から第8条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪（児童生徒等に係るものに限る。）に当たる行為を行うこと（上記(ア)(イ)に掲げるものを除く。）。

(エ) 児童生徒等に次に掲げる行為（児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。）であって児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものを行うこと又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること（上記(ア)から(ウ)に掲げるものを除く。）。

a 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位その他の身体の一部に触れること。

b 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。

② 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与える行為をした教職員等は、免職、停職、減給又は戒告とする。

注1 「児童生徒等」とは、学校に在籍する幼児、児童又は生徒並びに18歳未満の者をいう。

注2 児童生徒性暴力等については、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無は問わない。また、刑事罰が科されなかった行為も児童生徒性暴力等に該当し得る。

注3 「性的羞恥心を害する言動」とは、児童生徒等を不快にさせる性的な言動が該当し得る。

4 教職員の人材確保について

1 現状と課題

(1) 現状認識

本県では、令和7年9月1日時点において、19人（小学校2人、中学校5人、高等学校1人、特別支援学校11人）の教員不足が生じています。

【欠員状況】

（単位：人）

	令和6年度				令和7年度		
	4月始業日	6月1日	9月1日	12月1日	4月始業日	6月1日	9月1日
小学校	5	12	21	17	2	3	2
中学校	6	6	5	5	2	3	5
高等学校	1	4	1	3	0	0	1
特別支援学校	0	9	8	7	7	5	11
計	12	31	35	32	11	11	19

(2) 課題

- ・ 新規に講師名簿に登録する者の多くは、採用試験を不合格となった大学生ですが、近年、大学生の受験者数は減少傾向にあるため、新規の講師登録者にもつながる大学生の受験者の安定的な確保が必要です。
- ・ 大学生の受験者数の減少の主な要因である、長時間労働や授業の指導力、保護者対応への不安の解消が必要です。
- ・ 退職者や教員免許状を持ちながら教職についていない方等、潜在教員の掘り起こしも必要です。

【教員採用試験の受験者数】

（単位：人）

	R4 年度採用	R5 年度採用	R6 年度採用	R7 年度採用	R8 年度採用
受験者数	2,457	2,174	2,057	1,843	1,666
採用数	518	511	476	548	580
倍率	4.7 倍	4.3 倍	4.3 倍	3.4 倍	2.9 倍

※受験者数について、R7 年度採用以降は大学3年生を除外

2 令和7年度の取組

(1) 教員採用試験の受験者数の確保

①教員採用試験の工夫・改善

- ・ 産育休取得時の代替講師の確保が困難となる中、一定数の産育休者を見込んで、代替としてあらかじめ正規の教員を採用しておくことが可能となったことから、教員採用試験の採用予定者数に反映 <新規>
- ・ 試験項目の見直し（小学校教諭・特別支援学校教諭の2次試験の「英語リスニング」を廃止）による受験者の負担軽減 <新規>
- ・ 民間の就職活動期に大幅な遅れをとらないよう1次試験を6月に実施

- ・ 学生の受験者確保につながる大学3年生を対象とした特別選考の実施（小学校教諭のみ）
- ・ 講師確保につながる1次試験の全部又は一部免除
- ・ 特別免許状の授与を前提とした採用試験の実施

＜令和7年度取組状況＞

- ・ 大学3年生を対象とした特別選考：受験者数225人（昨年度160人）
- ※ 昨年度の大学3年生を対象とした特別選考合格者の87.2%が本年度の教員採用試験に申込み

＜令和9年度採用試験（令和8年度実施）について（9月2日公表済）＞

- ・ 1次試験：令和8年6月13日に実施予定
- ・ 大学3年生を対象とした特別選考：対象を令和8年度に実施する採用試験の全校種教科等へ拡大

②SNS等を活用した情報発信の取組

- ・ パンフレットや動画を活用した教職の魅力発信
- ・ 県のホームページ、SNSを活用した教員採用試験に係る情報発信

③ガイダンスや説明会による教職の魅力発信

- ・ 大学生等を対象に、先輩教員から教職の魅力を伝えるガイダンスの実施
- ・ 県内高校生を対象に、教員の魅力を発信する説明会の実施
- ・ 教員採用試験や教員免許状の取得方法に関する説明会の実施

＜令和7年度取組状況＞

- ・ 春季大学訪問：三重大学、皇學館大学
- ・ 高校生向けイベント「みえ未来探究フェア」：3校
- ・ 尾鷲市×紀北町×尾鷲高校 企業説明会

（２）教員を志す大学生の不安解消に向けた取組

①学校における働き方改革の取組

- ・ 全ての公立学校が統一した3項目（「定時退校日の設定」「部活動休養日の設定」「会議時間の短縮」）について目標を設定
- ・ 専門人材や地域人材の配置（スクールカウンセラー、スクール・サポート・スタッフ、部活動指導員、学校問題解決支援員等）
- ・ 各学校において、個別の事情をふまえ、総勤務時間縮減に向けた課題を整理したうえで解決するための取組を実践、効果的な取組の他校への水平展開（学校から生徒や保護者へ配付する文書の電子化、オンライン朝礼の実施、水泳授業における外部講師の活用、地域ボランティアによる環境整備等）

- ・ I C Tを活用した業務の効率化（生成 A I を活用した校務の効率化に関する実践研究等＜一部新規＞、採点システムの活用、会議資料等のペーパーレス化、アンケート調査業務の自動化）
- ・ 教員の「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定に向けた検討＜新規＞（「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」関係（R7. 6. 18 公布、R8. 4. 1 施行）
- ・ 保護者や地域からの過剰な苦情や不当な要求などへの対応
- ・ 中学校における休日の部活動の地域連携・地域移行を含む部活動改革
- ・ 学校における働き方改革について PTA に理解を深めてもらうための取組（三重県 P T A 連合会に向けた講話（9/10））

【時間外在校等時間が月 45 時間を超える教職員の月平均（4 月～7 月）人数】

（単位：人）

	令和元年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	R7 と R1 の比較
小学校	1, 826 (25. 8%)	964 (14. 1%)	881 (13. 0%)	768 (11. 3%)	57. 9%減
中学校	1, 988 (52. 6%)	1, 462 (38. 5%)	1, 345 (35. 6%)	1, 218 (31. 9%)	38. 7%減
県立学校	700 (16. 0%)	529 (11. 9%)	479 (10. 9%)	462 (10. 7%)	34. 0%減

※（ ）内は校種ごとの全ての教職員に対する割合

②大学と連携した取組

- ・ 大学生が現職教員と共に授業実践研修に参加する機会の提供
- ・ 大学の教職講座へ県教育委員会事務局職員を講師として派遣
- ・ 教員を志す大学生等を教育アシスタントとして学校現場に受入れ
- ・ 三重大学・皇學館大学の 1 年次生の現場体験「プレアシスタント」の支援

＜令和 7 年度取組状況＞

- ・ 三重大学の教職講座への講師派遣：5 講座 7 人
- ・ 教育アシスタント事業の参加者数（R7. 8 月末時点）：76 校 のべ 76 人
- ・ 三重大学・皇學館大学「プレアシスタント」：県内 5 市の小中学校で受入れ

③県全体で地域の教育課題に対応するための教育人材を育成するプログラムを構築する取組（令和 6 年度～令和 10 年度）＜新規＞

＜三重大学の取組＞

- ・ 県教育委員会及び教員養成を担う県内大学と連携し、「地域共創教員養成プラットフォーム」を設置
- ・ 大学入試における「地域教員希望枠」（三重のみらい入試（仮称））を拡充
- ・ 外国人児童生徒等への日本語指導やへき地・複式学級等の地域課題や特定分野に強み・専門性を有する教員を養成するコース・カリキュラム（三重のみらいプログラム）の構築

＜県教育委員会の取組＞

- ・ 地域が求める質の高い教員の継続的かつ安定的な養成・確保に向けて、「三重のみらいプログラム」を修了した学生を対象とする教員採用特別選考枠の設置検討

＜令和7年度取組状況＞

- ・ 高等教育コンソーシアムみえ教員養成連携分科会プラットフォーム作業部会
： 5回開催（三重大学、皇學館大学、鈴鹿大学、県教育委員会）

（３）潜在的な教員の掘り起こし

- ・ 転職希望者や移住希望者を対象にした教職の魅力発信 ＜新規＞
- ・ 退職教員や教員免許状を持ちながら教職に就いていない人を対象とした「みえの未来の先生」相談会の実施や情報発信
- ・ 過去の講師登録者や教員採用試験の不合格者への働きかけ
- ・ 各関係機関との連携や企業への働きかけ
- ・ 教員採用試験と併せた育児休業等代替任期付講師等の選考の実施
- ・ 専門性を有する人への臨時免許状の発行

＜令和7年度取組状況＞

- ・ みえ移住フェア 2025 への出展 名古屋（8/30）、大阪（10/26）、東京（12/6）
- ・ 転職フェアへの出展 名古屋（2/14）
- ・ 「みえの未来の先生」相談会の実施 津（10/11）、熊野（10/26）、伊賀（11/1）、四日市（11/15）、東京（11/21）、伊勢（11/29）

（４）メンタルヘルス対策の取組

- ・ 不安や悩み、ストレスとこころの健康について正しい認識とセルフケアの重要性を学ぶセルフケア研修や動画配信の実施
- ・ 教員を対象に、臨床心理士による「メンタルヘルスカウンセリング」を実施し、必要に応じて専門医の受診を勧奨
- ・ メンタルヘルス不調となることを未然に防止することを目的に「ストレスチェック」を全ての公立学校で実施
- ・ 職場復帰した教員を対象に、臨床心理士による面談を実施（復職後最長2年間）

＜令和7年度取組状況＞（R7.7月末時点）

- ・ メンタルヘルスカウンセリング：40件
- ・ 職場復帰訓練実施人数：15人
- ・ リワーク支援専門員の派遣：のべ196回

3 教員のサポート体制の状況

(1) 専門人材・地域人材の活用

- ・ スクールカウンセラー
- ・ スクールソーシャルワーカー
- ・ 部活動指導員
- ・ スクール・サポート・スタッフ
- ・ 教頭マネジメント支援員
- ・ 学校問題解決支援員

【専門人材・地域人材の状況の推移】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
スクールカウンセラー	65,640 時間	68,557 時間	74,020 時間	80,441 時間
スクールソーシャルワーカー	16,619 時間	24,624 時間	25,119 時間	26,176 時間
部活動指導員	122 人	172 人	222 人	251 人
スクール・サポート・スタッフ	全校配置	全校配置	全校配置	全校配置
教頭マネジメント支援員	—	—	11 人	16 人
学校問題解決支援員	—	—	2 人	3 人

【スクール・サポート・スタッフ活用状況】

	印刷・ 教材準備	教材・ 資料整理	提出物の 受取確認	小テスト 等の採点	行事・式 典の準備	データ 入力作業	電話対応 来客受付	その他
小学校	18.5%	17.0%	9.0%	11.9%	16.3%	11.2%	10.1%	6.0%
中学校	19.0%	17.6%	8.2%	10.9%	16.8%	13.2%	8.7%	5.6%
県立学校	19.3%	22.2%	3.4%	3.4%	13.5%	12.1%	11.6%	14.5%

※ 学校における働き方改革の推進に関する令和6年度調査（県教育委員会）より

(2) 新規採用教員等への支援

- ・ 若手教員が自信を持って子どもたちに向き合えるよう、初任者研修において、テーマに沿った協議の時間や疑問を出し合う交流の時間を設定
- ・ 自らの指導に不安や課題を感じている教員を対象に、研修主事による学校訪問等を通じて、教員としての素養や資質・能力の向上を図るフォローアップ研修の実施
- ・ 学習指導や学級経営に不安や悩みがある若手教員に対して、学習指導、学級経営、生徒指導、児童生徒・保護者対応に関する基本的な知識・技能を学ぶスキルアップ研修の実施
- ・ 若手教員が自ら学べるオンデマンド研修用教材の作成＜新規＞

5 県立みえ四葉ヶ咲中学校について

1 県立みえ四葉ヶ咲中学校の状況

(1) 生徒の様子や教員の対応の状況

開校当初は、生徒、教職員ともに新たな環境や教育課程に戸惑う姿もありましたが、日々の協働的な教育活動をとおして、充実した学校生活を過ごすことができるようになってきました。

国籍や年齢の異なる生徒達は、互いを尊重しながら学び合う姿があり、教職員はその学びを支えています。教科の授業以外にも、1学期には、救急救命講習やレクリエーション大会、デイキャンプなどを、2学期にはボランティアサポーター「クローバーズ」を講師として、植物標本の制作やドローン操作などの講座を体験しました。

【夜間中学コース】

- ・ほとんどの生徒が成人年齢であるため、進路選択などについて生徒自身が意思決定しています。また、学習意欲が高く、自ら学びを進める様子が見られます。

【学びの多様化学校コース】

- ・各生徒に応じたきめ細かな対応を行うため、担任がそれぞれの生徒の課題等を把握し保護者と詳細な情報共有をしています。また、学習方法や進路選択等について、担任等が生徒、保護者の希望を確認しながら、必要に応じて面談を実施するなど丁寧に対応しています。

(2) 課題

- ・高校進学や就職など多様な進路に応じた適切な進路指導をするため、関係機関との連携を図る必要があります。
- ・特に、夜間中学コースの生徒については、卒業後の進路先でも充実した生活を送ることができるよう、より実践的なキャリア教育を行う必要があります。

(3) 生徒の登校状況について（9月19日時点）

【夜間中学コース】

9月1日から、3人（2年2人、3年1人）の生徒が新たに入学しました。

	計	毎日登校	登校とオンライン で毎日登校	登校とオンライン で週に2、3日登校	休みが多い
生徒数	43人	13	1	6	23
割合	100%	30%	2%	14%	53%

【学びの多様化学校コース】

	計	毎日登校	登校とオンライン で毎日登校	登校とオンライン で週に 2, 3 日登校	休みが多い
生徒数	30 人	14	4	6	6
割合	100%	47%	13%	20%	20%

2 令和 8 年度生徒募集について

令和 8 年度県立みえ四葉ヶ咲中学校の生徒募集を次のとおり行います。

(1) 募集の考え方

【夜間中学コース】

- ・さまざまな理由により、義務教育を十分に受けられなかった方の学びの保障のため、「学びたい」という願いを尊重し、一歩踏み出す機会を逃さないよう、定員を設定せず、柔軟に受け入れます。

【学びの多様化学校コース】

- ・不登校など多様な背景をもつ生徒に対して選択肢の 1 つとなるとともに、個々の状況に応じた柔軟な学びや、生徒及び保護者へのきめ細かな支援を行うことができるよう、各学年の定員・募集人数を定めます。

(2) 令和 8 年度入学・転入学の募集概要

① 入学・転入学日 令和 8 年 4 月 1 日

② 定員及び募集人数

【夜間中学コース】

定員を定めません。(①入学・転入学日以外にも、随時受入れを行います。)

【学びの多様化学校コース】

現在の在籍人数をふまえ、各学年の定員・募集人数を次の通りとします。

入学希望者数が、募集人数を超える場合は、抽選により決定します。

	1 年	2 年	3 年	
令和 7 年度 在籍人数	13 人	8 人	9 人	計 30 人
				↓
令和 8 年度 定員	7 人	15 人	12 人	計 34 人
募集人数	7 人	2 人	4 人	

(3) 募集のスケジュール

入学希望者説明会 8月29日、30日、9月23日

希望届等の受付 9月1日～10月31日

個別面談・体験授業（2回） 10月～11月

入学・転入学者の決定 1月中旬頃

3 学びの多様化学校の設置促進に向けて

- ・今後、市町が学びの多様化学校を設置する際の資料として、みえ四葉ヶ咲中学校の設置及び運営に関するノウハウ等をまとめた手引きを作成し、今年度末に周知する予定です。

令和8年度 三重県立みえ四葉ヶ咲中学校生徒募集要項

三重県教育委員会

三重県立みえ四葉ヶ咲中学校（以下「みえ四葉ヶ咲中学校」という。）の令和8年度の生徒募集は、みえ四葉ヶ咲中学校に入学・転入学を希望する者（以下「入学希望者」という。）に対し、この要項の定めるところにより行う。

1 入学希望者の資格

（1）夜間中学コース

令和8年4月1日時点で、三重県内に在住・在勤の学齢期（満15歳に達した日以降の最初の3月31日まで）を過ぎた者で、以下のいずれかの要件を満たす者。

- ① さまざまな理由により義務教育を修了していない者。
- ② 不登校などの理由により義務教育を十分に受けられなかった者。
- ③ 本国やわが国で義務教育を修了していない外国籍の者。
- ④ その他みえ四葉ヶ咲中学校長が認めた者。

（2）学びの多様化学校コース

令和7年度現在、小学校（義務教育学校前期課程含む）の6年又は中学校（義務教育学校後期課程含む）の1・2年に在籍し、不登校・不登校傾向にある者。

2 入学・転入学者の募集

（1）入学・転入学日は令和8年4月1日とする。

（2）各コースの定員及び募集人数は下記の通りとする。

① 夜間中学コース

・定員を設定せず、募集人数は定めない。

② 学びの多様化学校コース

・令和8年度における、定員及び募集人数は以下のように定める。

	1年	2年	3年
定員	7人	15人	12人
募集人数	7人	2人	4人

（3）夜間中学コースは、随時、応募を受けつけ、2（1）に定める日以外に入学日を定めることができる。

（4）学びの多様化学校コースは、在籍者数が定員に満たない場合、2（1）に定める日以外に入学・転入学日を定め、2（2）②の定員の範囲内で募集を行うことができる。

3 入学・転入学の手続き

入学希望者は、以下の（１）から（４）の順で手続きを行う。

- （１）入学希望者説明会に参加する。（電話、又は、専用フォーム等で参加申込みを行う）

会場：県立みえ四葉ヶ咲中学校

8月29日（金）①19:00～20:00

8月30日（土）②14:00～15:00、③19:00～20:00

9月23日（火）④14:00～15:00、⑤19:00～20:00

入学希望者とその保護者等は、
①～⑤のいずれかに参加すること。

- （２）学びの多様化学校コースの入学希望者は、入学・転入学希望届を書類提出時の在籍校に提出する。（9月～10月中旬頃まで） ※ 入学・転入学希望届は、入学希望者説明会で配付する。
- （３）個別面談及び授業体験に参加する。（10月～11月頃実施予定）
- （４）入学・転入学の申請に必要な書類を提出する。（12月19日締切）

コース	提出書類	提出先
夜間中学コース	入学願書	みえ四葉ヶ咲中学校
学びの多様化学校コース	申請書	

※ 入学願書及び申請書は、授業体験時に配付する。

4 入学・転入学者の決定

- （１）入学・転入学に関する審査は、個別面談の内容及び授業体験の様子等を踏まえ、校長が行う。
- （２）学びの多様化学校コースにおいて、最終的な入学希望者数が2（２）②の募集人数を超える場合は、抽選により決定する。（1月中旬までに実施予定）
- （３）みえ四葉ヶ咲中学校への入学・転入学許可は、校長が行う。

6 学力向上の取組について

学力の向上は、自己肯定感やチャレンジする力を高め、将来の自己実現を支えるための重要な柱の1つであると考えます。

全ての子どもたちがその持てる力を十分に発揮し、意欲的に学ぶことができるよう、子どもたちが達成感を味わい、「できた」、「分かった」という実感が得られる授業づくりや、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行っていきます。

1 令和7年度全国学力・学習状況調査結果の概要【別紙】

- ・令和7年度全国学力・学習状況調査（以下「全国学調」という。）の教科に関する調査において、全ての教科で全国平均を下回りました。特に、中学校数学において、素数の意味や、数の性質について考察する力に課題が見られ、また、できる、できないの差が大きい状況でした。数学的な用語についての知識の習得と、知識を活用する活動を組み合わせ、理解を深めていく必要があります。
- ・自己肯定感について、「普段の生活の中で、幸せな気持ちになることがある」「自分には、よいところがある」と回答した割合が年々上昇しています。加えて、「先生は、あなたのよいところを認めてくれている」と回答した割合は9割を超え、昨年度からさらに上昇しています。
- ・一方、小中学生とも授業時間以外の学習時間が1時間以上と回答した割合が年々減っており、全国平均より低い状況が続いています。

2 令和7年度下半期の主な取組

（1）結果の多面的な分析

- ・全国学力・学習状況調査結果に及ぼすと考えられる要因や、各教科の分野別の正答率の推移、各市町教育委員会や学校の学力向上の取組との関連性を分析するとともに好事例を整理し、水平展開を図ります。
- ・全国学調の結果を多面的に分析し、特に自己肯定感や幸福感などのウェルビーイングに関する項目について見える化を図り、ウェルビーイングの向上につなげます。
- ・学習習慣の確立に向け、学習習慣に関する質問項目とその他の児童生徒質問項目の相関について分析します。

（2）市町教育委員会への伴走型支援

①「学力向上推進会議」における全国学調の結果の分析と今後の取組の協議

- ・市町教育委員会の学力向上の取組を担当する指導主事等が参加する「学力向上推進会議」に、今年度は新たに国の専門家を招聘し、授業改善につながる分析の視点や、質問調査結果の効果的な分析方法を学ぶとともに、参加者で、三重県の結果についての原因や成果、課題を分析し、改善に向けた取組を協議しました。

②市町や学校の求めに応じた支援

- ・県教育委員会や教育支援事務所は、8月から9月にかけて、各市町教育委員会と今後の取組内容について協議しました。教科の専門性を踏まえた指導・助言の質の向上や、若手教員の授業力の向上等に課題が見られました。引き続き、市町教育委員会や学校の状況に応じた支援を行います。

(3) 授業改善の推進

①若手教員への支援

- ・授業力向上アドバイザーや県指導主事が若手教員への継続的、重点的な指導・助言を行っています。自らの指導法に不安を抱いていたり、授業での子どもたちの反応が予想していたのと違う時に戸惑ったりしている若手教員も多く、アドバイザーは、若手教員が自信をもてるよう、若手教員に寄り添った指導・助言を行っています。若手教員は、アドバイザーの指導・助言を、次の授業実践に取り入れるなど、意欲的に取り組んでいます。
- ・今後、若手教員同士が授業を参観したり、日頃の実践や悩みを交流したりする研修会を開催し、若手教員の意欲の向上を図ります。

※令和7年度モデル校：8市町32校（東員町、鈴鹿市、亀山市、松阪市、明和町、伊勢市、伊賀市、名張市）

②研修会の開催

- ・市町教育委員会の学力担当者の学校での指導・助言の一助となるよう、国の調査官を講師とした研修会を開催します。
- ・経年的な課題である中学校国語において、県内の中学校国語教員を対象に、国の調査官を講師とした研修会を開催します。

③みえスタディ・チェック新聞の提供

- ・みえスタディ・チェックは児童生徒の学習内容の定着状況を把握し、授業改善、個に応じた指導の充実等を促進するため、年2回実施しています。
- ・市町教育委員会や学校からのご意見を踏まえ、授業改善の成果や、児童生徒の学力定着の状況をよりの確に把握できるよう、令和7年度第2回以降の実施にあたっては、一部の問題について新たに作成を行い、内容の一層の充実を図ります。

(4) 自己肯定感を涵養する教育に係る研修の実施

- ・自己肯定感を涵養する教育推進事業として、子どもたちが、学ぶ楽しさやわかる喜びを得られる授業改善や、「自分も一人の人間として大切にされている」という実感等が得られる学校づくりの推進に取り組めます。学校単位であったモデル校を中学校区、地域等、広域での支援もできるよう拡大し、効果的な授業づくりや学校づくりに向けた校内研修支援等に取り組み教職員の資質向上を図ります。

※令和7年度モデル校7校（四日市市、鈴鹿市、松阪市、鳥羽市、県立3校）、モデル地域2地域（朝日町、熊野市）

- ・児童生徒の自己肯定感を涵養に向けて、職種やステージに応じて実践力を高める法定・必修研修を実施しています。
- ・県内の好事例をふまえ、受講者同士で協議を深める研修を実施し、各校での実践につなげています。

(5) 学習習慣の確立

①モデル校における授業公開

- ・学習習慣の確立に関して高い専門的知見を有する大学教授等の有識者を招聘し、指導・助言を得ながら、総合的な学習の時間等に学ぶ意義や家庭での学習方法、効果的な時間の使い方について学び、実践し、振り返る取組を行っています。

- ・モデル校では、有識者を講師に招き、「家庭学習力」の育成についての研修会を行いました。研修会では、子ども自身が自己マネジメント力をつけるための取組方法や、集団の力で取組を継続していくことの大切さについて学びました。
- ・今後、総合的な学習の時間等で、家庭学習の育成に向けた授業実践を行います。加えて、県内の小中学校の教職員を対象に、モデル校で、授業公開と有識者による講演を組み合わせた研修会を開催します。

※令和7年度モデル校：2市2校（伊賀市、名張市）

②保護者との連携

- ・市町教育委員会や三重県PTA連合会と連携して、学校・家庭・地域が一体となった取組を推進します。
- ・県PTA連合会の会議等での説明や、県PTA連合会の公式アカウントに家庭学習の習慣化を啓発する動画を掲載します。
- ・保護者向けの学習習慣の確立に係るチラシを作成し、市町教育委員会を通じて全家庭に配付します。

令和7年度全国学力・学習状況調査の結果について

1 教科に関する調査結果の概要

(1) 平均正答率

() の数値は全国（公立）の平均正答率との差

		R4	R5	R6	R7
小学校	国語	64.5% (-1.1)	66.9% (-0.3)	67.1% (-0.6)	66.1% (-0.7)
	算数	62.2% (-1.0)	61.8% (-0.7)	62.3% (-1.1)	57.1% (-0.9)
	理科	62.6% (-0.7)	—	—	56.0% (-1.1)
中学校	国語	68.2% (-0.8)	68.7% (-1.1)	57.0% (-1.1)	53.2% (-1.1)
	数学	51.9% (+0.5)	51.3% (+0.3)	52.7% (+0.2)	47.4% (-0.9)
	理科	47.1% (-1.2)	—	—	49.8(-5)*

*R7の中学校理科はIRTスコア

【参考】

・IRT（項目反応理論）

児童生徒の正答・誤答が、問題の特性（難易度、測定精度）によるのか、児童生徒の学力によるのかを区別して分析し、児童生徒の学力スコアを推定する統計理論

・IRTスコア

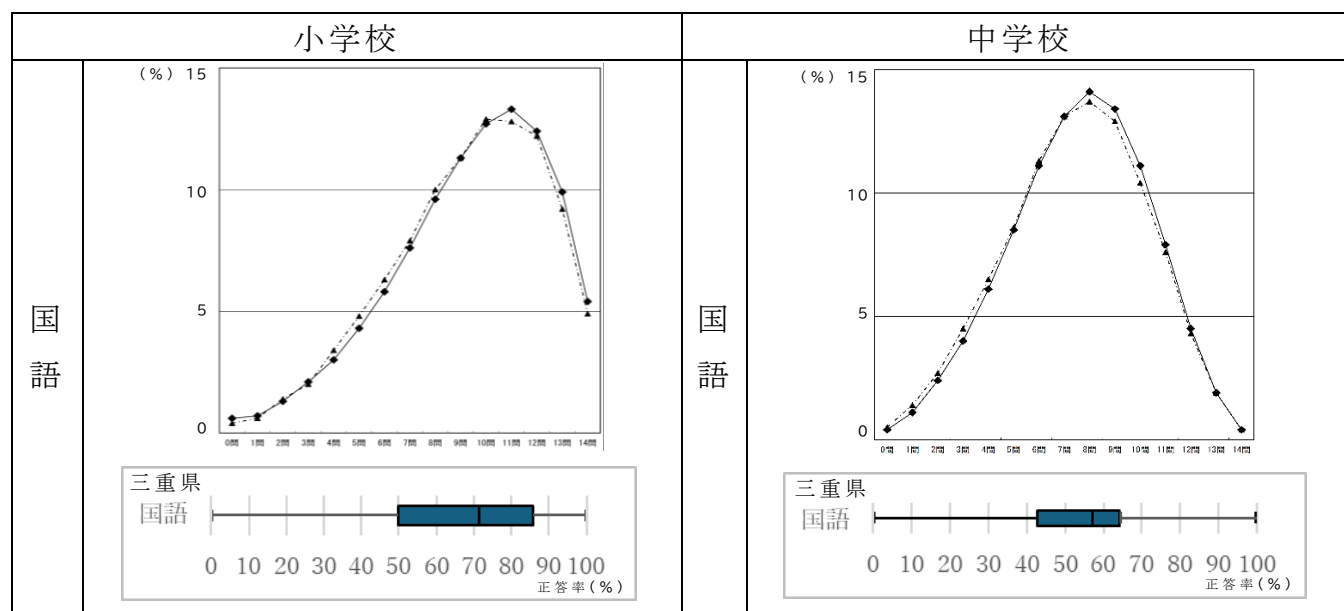
IRT（項目反応理論）に基づいて各設問の正誤パターンの状況から学力を推定し、500を基準にした得点で表すもの

(2) 正答数分布グラフ及び正答率・IRTスコアの分布

- ・正答率の分布を見ると、全国と三重県で概ね大きな差は見られません。
- ・小学校では、箱ひげ図の箱の位置が算数、理科よりも国語の方が右側に位置しており、算数、理科に比べて国語の正答率がやや高い傾向が見られました。
- ・中学校では、数学において四分位範囲が広がっており、正答率がばらついている様子が見られました。

-▲- 三重県（公立）

-●- 全国（公立）

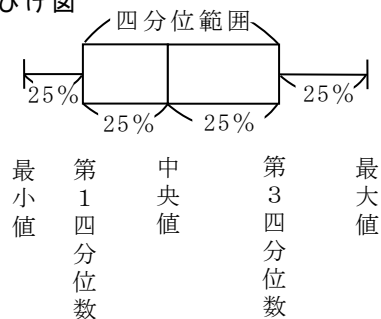


小学校		中学校	
算 数		数 学	
			※中学校理科は IRT スコアでの測定のた め、正答数分布グラフ等は提供されて いません。

箱ひげ図とは、データの分布を大まかに把握するためのグラフです。箱（長方形）とひげ（線）を使って、データの最大値・最小値・四分位数を表します。

- ・上図の箱の部分には、正答率の順に児童生徒を並べたとき、中央付近の約 50%の児童生徒が、どれくらいの正答率であったかを示します。

・箱ひげ図



四分位数

データを四等分した数で、下から $1/4$ にある数を第1四分位数、中央値を第2四分位数、上から $1/4$ にある数を第3四分位数と表します。

四分位範囲

データの中央付近の約 50%が含まれる区間の大きさ（第3四分位数と第1四分位数の差）を表します。

2 児童生徒質問調査の主な結果

※（ ）の数値は、全国平均との差

(1) 自己肯定感等

① 普段の生活の中で、幸せな気持ちになることがある（肯定的な回答）

	R4	R5	R6	R7
小学生	—	90.1(−0.9)	92.1(+0.4)	93.1(+0.1)
中学生	—	87.9(+1.1)	90.6(+0.8)	91.9(+0.3)

※R5 から新規

② 自分には、よいところがある（肯定的な回答）

	R4	R5	R6	R7
小学生	77.9(−1.4)	81.9(−1.6)	82.4(−1.7)	85.1(−1.8)
中学生	79.7(+1.2)	80.9(+0.9)	83.8(+0.5)	86.8(+0.6)

③ 先生は、あなたのよいところを認めてくれている（肯定的な回答）

	R4	R5	R6	R7
小学生	87.0(−0.1)	89.8(0.0)	90.6(+0.7)	92.5(+0.3)
中学生	88.7(+2.1)	89.2(+1.9)	91.4(+1.0)	92.7(+0.5)

「普段の生活の中で、幸せな気持ちになることがある」と回答した割合が年々上昇しています。

「自分には、よいところがある」と回答した割合が年々上昇しており、自己肯定感が高まっています。また、「先生は、あなたのよいところを認めてくれている」と回答した割合も年々上昇し、全国平均より高い状況です。

(2) 学習習慣

① 平日の学習時間（1 時間以上）

	R4	R5	R6	R7
小学生	56.5(−2.9)	54.0(−3.1)	50.6(−4.0)	50.3(−3.7)
中学生	68.5(−1.0)	64.9(−0.9)	63.2(−1.1)	60.5(−1.1)

② 休日の学習時間（1 時間以上）

	R4	R5	R6	R7
小学生	48.2(−7.9)	44.7(−7.8)	40.4(−8.2)	38.0(−9.1)
中学生	64.7(−6.1)	59.6(−5.7)	55.6(−7.4)	49.8(−8.1)

小中学生とも、「平日の学習時間」「休日の学習時間」において1 時間以上と回答する割合が年々低くなり、全国平均より低い状況が続いています。

7 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(令和6年度分)

< 県の評価等 >

施設所管部名 教育委員会

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県立鈴鹿青少年センター（鈴鹿市住吉町南谷口）
指定管理者の名称等	鈴鹿フォレストパートナーズ株式会社 代表取締役 吉川 征道（鈴鹿市矢橋1丁目23番地4号）
指定の期間	令和6年4月1日～令和23年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	①青少年センター条例第4条に規定する事業の実施に関する業務 ②青少年センターの施設等の利用の許可等に関する業務 ③青少年センターの利用料金の收受等に関する業務 ④青少年センターの施設等の維持管理及び修繕に関する業務 ⑤青少年センターの管理上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	R5	R6	R5	R6	
1 管理業務の実施状況		B			●計画に基づき適切に点検を行っている。修繕対応も速やかに行っており、利用者の安全・安心を第一に維持管理が行われている。 ●現場スタッフとの情報共有もできており、有事につながる可能性があるヒヤリハットを未然に防いでいる面も多い。
2 施設の利用状況		B			●研修や部活動等で会議室を利用する方等、宿泊以外の利用者も多い。 ●子どもを対象とした体験プログラム以外に、経験のあるスタッフによる社会人を対象とした研修プログラムを行っていることは強みであるため、引き続き取り組まれない。具体的にはチームビルディング研修や指導者研修があり、今後利用者の拡大に努めていただきたい。
3 成果目標及びその実績		B			●成果目標である延施設利用者数は目標数73,300人に対して98,172人で、目標の134%の実績となり、過去10年間で最も多い利用者数であった。定員稼働率は目標29.2%に対して22.4%と成果目標を達成できなかった。 ●利用者数が増加している一方で、定員稼働率が低い原因としては、研修等の日帰り利用者が多く、宿泊利用者数が少なかったからである。

※「評価の項目」の県の評価:

「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
「 」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	●リニューアル初年度にして、過去10年間で最多の利用者数があった。リニューアルされた施設の魅力・強みを十分にPRし、成果へつなげたあとが見られ、結果として多くの人に鈴鹿青少年センターの魅力が伝わる形となった。アンケートからは、リピーターにつながるとされる利用者の声も多く見られ、次年度以降への期待が持てる。 ●一方で、主催事業の参加者は少なく、課題を残す結果となった。この点は定期会議でも取り上げられ、PDCAを経てブラッシュアップを試みている様子が見られる。原因としては、初年度ゆえの認知度の低さ、広まりにくさが大いと思われ、次年度以降、拡大していく見通しではあるが、広報活動の一層の充実や幅広い層が参加できる体験活動の整備など打つべき手は残されている。今後こうした課題にどのようにして応えていくのかという点に注目したい。 ●安心・安全を第一に運営しており、危機管理水準は高い。特に8大アレルゲン除去と特定20品目をできる限り除去した食事の提供は鈴鹿青少年センター独自の強みであり、「アレルゲンフリー」という食への配慮・こだわりが他の面でも利用者の安心感につながっていることがアンケートからも見て取れた。利用者からも好評であり、継続されたい。 ●利用者の拡大という面では、近隣施設や民間企業を始めとした幅広い団体と連携する取組が多く見られ、熱心な動きが見て取れる。 ●質の向上を目指すという面では、アンケートなどから見られる利用者の声を真摯に受け止め、改善の一手としていく姿が多く見られた。
--------	---

<指定管理者の評価・報告書(令和6年度分)>

指定管理者の名称: 鈴鹿フォレストパートナーズ株式会社

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1) 管理業務の実施状況

① 鈴鹿青少年センター条例第2条に基づく事業の実施に関する業務

- ・青少年及び社会教育関係団体の施設の利用、指導業務、利用許可、料金収受及び関係者への研修業務等に関する業務を実施した。
- ・利用団体にはメールでの連絡を中心に、学校団体には合同の事前説明を実施し、当日は生活面の助言、創作活動の事前講習を行い鈴鹿青少年センターでの活動支援を実施した。
- ・主催事業ではYMCAのプログラムを元に、SDGsや健康体操等インクルーシブな体験やニュースポーツであるタスポニー・ピックルボールを取り入れた新しい事業を展開した。また三重県カヌー協会との連携で親子カヤック教室、伊勢形紙協同組合の協力で伊勢型紙ワークショップを企画した。
- ・鈴鹿青少年センターで開催した「東海北陸地域青少年施設協議会運営研究大会」に幹事・会長として参加した。
- ・「三重県から地域ぐるみで体験の風を起こそう運動実行委員会」を立ち上げた。地域の方々の連携により、無料でさまざまな活動を体験できる生涯学習事業を鈴鹿青少年センターで実施し、青少年の健全育成に寄与した。
- ・2月に「森のフェスタ」を開催し、地域のアウトドアブランドメーカーの出店と、ランニング・プロギングイベントを実施した。
- ・さまざまなイベントや事業をととして施設のPRに努めるとともに、SNSを活用したセンター及びセンター周辺の魅力を発信した。
- ・利用申請、利用許可及び利用料金収受等に関する業務については、取扱基準、利用料金の納入方法を定め、適正に運用した。

② 施設及び設備の維持管理並びに修繕に関する業務

- ・維持管理計画書どおり実施。
※防火設備定期検査は建築確認済書を提出しており、改修後、1年目は点検不要なため、点検省略。
- ・令和6年度の修繕費の支出額は計2件で1,059,300円(税込)
エレベーターNo.3基板取替作業…660,000円
管理研修棟B棟屋根防水補修工事…399,300円
- ・修繕計画実施なし。

③ 県施策への配慮に関する業務

- ・「県民の日」のイベントとして、さまざまな体験や走り方教室を鈴鹿青少年センターにて実施した。
- ・本よもうねっとMIEのキックオフイベントを鈴鹿青少年センターにて実施し、森のライブラリー(屋外用可動式本棚)を設置した。
- ・みえ出逢いサポートセンター主催の婚活イベントを鈴鹿青少年センターにて開催した。
- ・三重県競技力向上対策委員会の主催する年間合宿「MIEスーパー☆プロジェクト」を受け入れた。令和7年度も受け入れていく。

④ 情報公開・個人情報保護に関する業務

- ・令和6年4月1日から施行している「鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の整備運営事業のセンターに係る個人情報保護マニュアル」に基づき実施している。
- ・令和6年度においては、開示請求はなかった。

⑤ その他の業務

- ・特になし

(2) 施設の利用状況

設定目標	延施設利用者数	73,300人	実績	延施設利用者数	98,172人
	定員稼働率	29.2%		定員稼働率	22.4%
・利用受付業務については、要求水準書第6章2(2)により、三重県立鈴鹿青少年センター条例等に基づき適正に処理した。					

2 利用料金の収入の実績

- ・利用料金収入目標額 133,248千円に対し、令和6年度実績額 84,856千円であった。
- ・学校クラブ、学校研修等で利用する場合、引率者に対し利用料金の減額を適用した。(利用料金の減免額 30,538,720円)

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部			支出の部		
	R5	R6		R5	R6
指定管理料		91,718,700	事業費		76,914,199
利用料収入		84,856,442	管理費		101,100,692
その他の収入		150,996	その他の支出		0
合計 (a)	0	176,726,138	合計 (b)	0	178,014,891
収支差額 (a)-(b)	0	-1,288,753			

※参考

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

利用料金減免額	30,538,720
---------	------------

4 成果目標とその実績

成果目標	延施設利用者数	73,300人
	定員稼働率	29.2%
成果目標に対する実績	延施設利用者数	98,172人
	定員稼働率	22.4%
(参考指標)	施設利用者満足度	90%以上
(参考指標に対する実績)	施設利用者満足度	95%
今後の取組方針	自然に親しみ、学び、楽しむための教育活動拠点として、利用者の方々の目的達成のサポートができるよう新しい体験メニューの開発に今後も取り組みます。また県内の小中学校、高等学校の集団宿泊研修・課外授業、大学・企業のオリエンテーション合宿・研修等での利用促進の取組に努めていく。	

5 管理業務に関する自己評価

評価の項目	評価		コメント
	R5	R6	
1 管理業務の実施状況		B	運営1年目で計画どおり実施している。また、法定点検等は自社で確認し、SPC内にてセルフモニタリングチェックシートを活用して確認している。自主提案事業にて実施している、「ダニ生息調査」・「循環配管及び濾過装置の低圧泡フォーム洗浄」にて宿泊者様への健康を損わないよう努めた。
2 施設の利用状況		B	本年度においては運営1年目という事もあり、十分な周知ができていない状況ではあったが、年度末・来年度に向けては問い合わせも増えてきている。体験活動に関するものは、YMCAを中心に内部で検討し、より良い体験活動の提供に向けて改善に努めた。また各事業の開催前と開催後に社員ミーティングを行うことで、次年度への準備も進めている。今後も引き続きSNS発信や広報等に注力し、より多くの方に施設を利用してもらおうと努める。
3 成果目標及びその実績		B	延施設利用者数は成果目標を達成する事ができたが、定員稼働率については未達成となっている。今後は三重県内の大学や近隣企業への営業活動を行い、利用いただける関係性を築くことで利用促進に努めていく。

※評価の項目「1」の評価 :

[A] → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
 [B] → 業務計画を順調に実施している。
 [C] → 業務計画を十分には実施できていない。
 [D] → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価 :

[A] → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
 [B] → 当初の目標を達成している。
 [C] → 当初の目標を十分には達成できていない。
 [D] → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価	・専門性を持った体験プログラム指導者の配置や、8大アレルギー除去と特定20品目をできる限り除去した食事の提供等、利用者が安心して満足できる体験を受けてもらえる環境を整えた。 ・主催事業の開催にあたっては、事業内容毎に参加人員を考慮しながら実施した。本年思わしくない集客状況だった事業もあるため、次年度に向けて、名称や体験の内容を見直し、魅力ある体験作りを目指していく。 ・主催事業の案内を学校等に配布することで認知度向上に努めるとともに、SNS等も活用して情報発信に努めた。 ・NPS指標をもとに「利用者アンケート」を実施した。次回も利用したいと思ってもらえるよう、改善してほしい点を中心にヒアリングし、直ちに改善できることは対応することでサービスの向上に努めた。 ・施設設置目的である青少年・教育関係団体の宿泊研修の場として利用していただくために、各市町への営業活動と近隣県の旅行代理店への営業活動にも力を入れて取り組んでいきたい。 また、ニュースポーツ、文化クラブ等インクルーシブな活動の発信基地としての役割も担っていきたい。 ・利用者の安全確保のため、「危機管理マニュアル」を作成し、スタッフ全員が研修し備えた。また、職員を中心に防火防災講習を実施し、迅速かつ的確な対応をすることができるよう学んだ。今後は外部の講習等も受けることで、有事の際に対応できる組織にしていく。 ・業務の執行は、事業計画書・要求水準書に基づいて取り組んだ。次年度はスタッフ一人ひとりが複数の業務を執行できる体制づくりを行う。また、利用者の声も踏まえつつ、事業の目標を明確化し、達成に向けたフローや行動・結果を検証することで、安心安全かつ鈴鹿青少年センターでしかできない体験・合宿を行っていただけるよう、業務を遂行していく。
---------------	--

参考

鈴鹿青少年センターについて

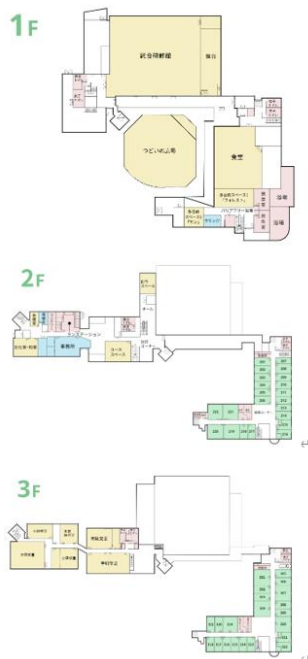
1. 目的

青少年を自然に親しませ、主として集団宿泊研修を通じて、心身ともに健全な青少年の育成を図る。

2. 施設の概要

所在地	鈴鹿市住吉町南谷口	
開始年	昭和 60 年	
構 造	鉄筋コンクリート造等 3 階建て等	
宿泊定員	290 名	
延床面積	6,807.54 m ²	
土地面積	19,194.92 m ²	
指定管理者	鈴鹿フォレストパートナーズ株式会社	
指定管理導入	令和 6 年度～ 1 期目(令和 6 年度～令和 22 年度)	

3. 施設設備内容



1F	ユーススペース、食堂、浴室、総合研修館、多目的ルーム 1(フォレスト)、多目的ルーム 2(サン)、つどいの広場
2F	エントランス、ユーススペース、保健室、ランドリー、文化室・和室、創作スペース、和室小、和室中、和室大、洋室小、洋室中、洋室大
3F	楽器練習室、視聴覚室、小研修室 1、小研修室 2、中研修室、大研修室、和室小、和室中、洋室小、洋室中、洋室大
その他(屋外)	第 1 炊飯場、第 2 炊飯場、キャンプサイト

4. 利用実績

	成果目標	R6
延利用者数	73,300 人	98,172 人
定員稼働率	29.2%	22.4%

定員稼働率:

$$\frac{\text{延宿泊者数}}{\text{宿泊定員} \times \text{開所日数}} \times 100$$

※開所日数とは、宿泊可能な開所日数のこと

5. 利用料

(1) 宿泊利用料金

区分		年齢	利用料金（1泊につき）※3	
			通常期（円）	繁忙期※1
一般		3歳※2～小学生	5,300	6,400
		中学生～大学生	5,300	6,400
		大人	6,800	7,150
学校利用	県内	中学生以下	820	
		高校生以上	1,240	
	県外	中学生以下	1,350	
		高校生以上	2,190	

※1 繁忙期…週末、夏休み、冬休み、春休み、三連休、大型連休、年末年始等

※2 3歳未満の利用は、無料

※3 リネン料金含む

(2) 施設利用料金

施設名	時間	利用料金（円）※1
総合研修館	1時間	1,880
	超過30分	940
	空調・冷暖房	3,100
大研修室	1時間	1,120
	超過30分	560
研修室・文化室・創作室 楽器練習室・視聴覚室	1時間	740
	超過30分	370
お風呂・ランステーション	1回	500

※1 施設利用料は、学校利用等で宿泊を伴う場合は無料。一般利用で宿泊を伴う場合は半額（空調利用は別）。ただし、日帰り利用者数により適用外。

6. その他

事業者への融資金融機関は、事業者の財務状況等について、資金の流れや収支状況の妥当性等の検証や財務諸表の確認等のモニタリングを実施しており、その結果、特段問題はない旨の報告を得ている。

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(令和6年度分)

<県の評価等>

施設所管部名 教育委員会

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県立熊野少年自然の家 (熊野市金山町1577番地)
指定管理者の名称等	有限会社 熊野市観光公社 代表取締役 山本 方秀 (熊野市井戸町654-1)
指定の期間	令和5年4月1日～令和10年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	①少年自然の家条例第2条に規定する事業の実施に関する業務 ②少年自然の家の施設等の利用の許可等に関する業務 ③少年自然の家の利用料金の収受等に関する業務 ④少年自然の家の施設等の維持管理及び修繕に関する業務 ⑤少年自然の家の管理上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	R5	R6	R5	R6	
1 管理業務の実施状況	B	B			●施設修繕の優先度を定めた計画に基づき効率的な修繕を実施することで安全で安心な運営管理を行うとともに、可能な限り職員が修繕を実施することで経費削減に取り組んでいる。 ●利用者から寄せられた意見や改善提案を積極的に取り入れ、運営管理の改善等に努めている。 ●老朽化により安全性が失われつつある遊具などは早期に撤去している。
2 施設の利用状況	B	B			●「県民の日」事業に併せて大型イベントに取り組むなど他団体とも連携し積極的に集客の機会を図る工夫や東紀州各種メディアを通じてイベントの開催を伝える広報活動により、昨年よりも集客が増加した。 ●施設利用者満足度は99.7%となっており、利用者のニーズに対応している。利用者アンケートからも少年層からは体験活動や主催事業の充実度について、また、引率者からスタッフの対応の丁寧さや親身な姿勢について、多くの声が上がっており良好な利用状況が伺える。
3 成果目標及びその実績	C	C	+	+	●成果目標については、延施設利用者数目標数27,500人に対して25,052人、定員稼働率についても、目標17.0%に対して12.1%となっており、ともに成果目標を達成できなかった。 ●一方で夏季の利用者数は児童生徒の宿泊者を中心に年々増加しており、令和6年度は6月～8月の合宿での利用者は4,323人を記録している。周辺施設や立地がスポーツ合宿に適していることを県内外へPRし、スポーツ基地としての呼び込みに力を入れてきた成果であり一定の評価ができる。 ●主催事業の実施、施設設備の維持管理、利用料金収受及び利用者への対応等、いずれも協定に定める事業計画書に沿った適切な管理運営が行われたことは評価できる。

※「評価の項目」の県の評価：
「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
「 」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	●施設設備の老朽化に伴う修繕を計画的に実施し、専門性を有する維持管理業務は外部委託とするなど施設設備の安全管理に努めている。利用頻度の高い設備は、職員による日常点検を徹底し、緊急度の高いものは最優先で修繕を行うなど安心して利用できる環境整備を行っている。フィールドサーキットの撤去など老朽化が進んだ設備には迅速に対応している。また、利用者アンケートに寄せられた課題に対して速やかに対応策を講じ改善に取り組んでいる。 ●野外活動等の体験プログラムである「親子DEキャンプ」及び「マリンスポーツを体験しよう」など、幼児から高齢者まで幅広い層が参加可能な主催事業を開催している。また、紀南レクリエーション協会など地域の各種団体と連携した共催事業も実施し、施設の周知と利用者の拡大に努めている。 ●職員が複数の業務を執行できるような体制を整えたことで主催事業の充実が図られた。 ●成果目標である延施設利用者数、定員稼働率ともに成果目標を下回ることになったが、施設運営の質を維持するための参考指標(利用者満足度)は目標を達成していることから、指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。 ●引き続き安全・安心な施設運営を実施し、学校教育やその他の関係機関と連携した自然体験活動の充実に取り組むとともに、多世代における利用者の誘客や、地域の交流地点としての役割も今後期待できる。
--------	--

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1) 管理業務の実施状況

①熊野少年自然の家条例第2条に基づく事業の実施に関する業務

・青少年及び社会教育関係団体の施設の利用、指導、利用許可、料金収受並びに関係者への研修等に関する業務を実施した。
 ・利用団体にはオリエンテーションを行い、生活面の助言、創作活動及び野外活動等の講習を行い研修活動を支援した。
 ・主催事業では、恒例のアサギマダラ観察会など悪天候やクマアラートの発令等で止む無く中止にした事業もあった。地元団体等と共催でユニカルなどのニュースポーツ大会、学童野球大会等を開催、また地域自治会とレクリエーションスポーツを通じて体験を重ねニュースポーツの普及も行い、小学生から一般まで幅広く青少年の健全育成と生涯学習事業を推進した。
 ・利用申請、利用許可及び利用料金収受等に関する業務については、取扱い基準、利用料金の納入方法等を定め適正に運用した。
 ・「イベントのご案内」を作成し、東紀州地域を中心に小学校へ配布し、施設PRに努めるとともに、ホームページを通じた情報発信(動画配信含む)を行った。また、地元CATV等を活用して主催事業のPRを積極的に実施した他、スタッフブログにより、テレビや新聞では伝わらない熊野少年自然の家のイマを伝えるなど情報発信の充実に努めた。

②施設及び設備の維持管理並びに修繕に関する業務

・感染症防止対策として実施してきた利用者退所時の布団天日干しを引き続き行った。
 ・令和6年度の修繕費の支出額は3,440,448円を要したが、老朽化に伴う施設設備の整備を積極的に実施した。本年度においては、水道管中継区間での破損が確認され仮設配管の設置により応急処置を実施した。また、例年どおり緊急性を要する物件については、速やかに修繕を実施した。
 ・短期(1年)及び中長期(3年以上)等の修繕計画を立て、大規模修繕については、県に報告し協議するとともに、小破修繕については、指定管理者において計画的に修繕を実施した。
 ・令和7年度においては、合併処理浄化槽改修工事を中心に検討していく予定である。

③県施策への配慮に関する業務

・男女共同参画研修会及び人権研修会に出席し、人権を尊重することの大切さ等について研修を受けた。
 ・五條市立西吉野農業高校が当施設に宿泊し、梅収穫等の農業体験を実施した。令和7年度においても行う予定である。
 ・鈴鹿市で開催された令和6年度東海北陸地区青少年教育施設協議会運営研究大会に職員3名が出席し、他施設職員との交流に努めるとともに、意見交換のなかで得た意見を参考に施設運営に活かした。
 ・三重大学からの依頼で、昨年度に引き続き大学院教育実習生の教育実習期間の宿舎として利用いただいた。
 ・三重県総合文化センターで開催された「地域『学』フェスティバル2024」に参加し、地元名産である那智黒石を活用したクラフト体験を実施した。

④情報公開・個人情報保護に関する業務

・平成22年4月1日から施行している「三重県立熊野少年自然の家の管理に関する情報公開実施要領」に基づき実施しており、令和6年度は、開示請求の実績はなかった。
 ・三重県が開催する情報公開・個人情報保護制度初任者研修会に職員を派遣し、制度の正しい理解と運用に努めた。

⑤その他の業務

・特になし

(2) 施設の利用状況

<設定目標> 延施設利用者数 27,500名 定員稼働率 17.0%		実績 延施設利用者数 25,052人 定員稼働率 12.1%
・施設利用者の受入れについては、基本協定書第9条に基づき利用許可基準を定め、三重県行政手続条例及び三重県立熊野少年自然の家条例に基づき適正に処理した。		

2 利用料金の収入の実績

・利用料金収入目標額 5,786千円に対し、令和6年度実績 4,417千円であった。
 ・学校クラブ、学校研修等で利用する場合、引率者に対し利用料金の減額を適用した。(利用料金の減免額235,500円)

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部			支出の部		
	R5	R6		R5	R6
指定管理料	43,264,289	43,734,000	事業費	1,766,565	1,591,438
利用料収入	4,728,438	4,417,700	管理費	43,975,734	43,206,558
その他の収入	465,577	677,688	その他の支出	2,698,509	2,676,744
合計 (a)	48,458,304	48,829,388	合計 (b)	48,440,808	47,474,740
収支差額 (a)-(b)	17,496	1,354,648			

※参考

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

利用料金減免額	235,500
---------	---------

4 成果目標とその実績

成果目標	延施設利用者数	27,500人
	定員稼働率	17.0%
成果目標に対する実績	延施設利用者数	25,052人
	定員稼働率	12.1%
(参考指標)	施設利用者満足度	90%以上
(参考指標に対する実績)	施設利用者満足度	99.7%
今後の取組方針	設置目的である「心身ともに健全な少年の育成を図る」という目的達成に向けて取り組みながら、新しい体験メニューの開発を目指します。また県内の小中学校への修学旅行誘致や集団宿泊研修、課外授業での利用促進の取組に努めます。また、引き続き感染症対策等にも十分配慮した施設運営を展開していきます。	

5 管理業務に関する自己評価

評価の項目	評価		コメント
	R5	R6	
1 管理業務の実施状況	B	B	事業実施に関するものは、指導系職員を中心に内部で検討し、事業終了後は直ちに職員全員で反省会を行い、反省点の改善に努め、次回の開催に備えた。施設設備の維持管理については、職員で対応できる修繕等については、自分達で行うなどコスト削減に努めた。ただし、専門的技術を要する事業については、外部委託とした(令和6年度は水道管破損修繕等)。また、施設の情報発信として、実施した主催、共催事業の活動報告を地元紙、及びスタッフブログ等において掲載し、今後の参加を呼び掛けた。
2 施設の利用状況	B	B	昨年度と比較して延利用者が4,000人強の増加となったが、成果目標には達することができなかった。天候不良による主催事業の中止や例年連泊する団体のキャンセル等の難局もあったが、県内外へ積極的に施設の魅力を発信したことによる新規利用団体の獲得につなげることで一定の成果を出すことができた。
3 成果目標及びその実績	C	C	上記のとおり、成果目標には及ばなかったのは残念だったが、今後は営業活動に力を入れ、宿泊体験研修、修学旅行先、また、各種団体の合宿先としての利用促進に努めていきたい。

※評価の項目「1」の評価 :
 [A] → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
 [B] → 業務計画を順調に実施している。
 [C] → 業務計画を十分には実施できていない。
 [D] → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価 :
 [A] → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
 [B] → 当初の目標を達成している。
 [C] → 当初の目標を十分には達成できていない。
 [D] → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価	・新規の主催事業の開催にも力を入れるとともに、令和7年度においては成果目標の達成をめざして、営業活動等にも力を入れ取り組んでいきたい。 (令和7年度成果目標 施設延利用者数 27,500人 定員稼働率 17.0%) ・主催事業の開催にあたっては、平成25年度から実施している東紀州エリアや、隣接する和歌山県新宮市内の全小学校へのチラシ配布を継続するとともに、例年通りホームページやZTV等のメディアを通して募集活動を行った。(県内中勢、北勢、大阪、滋賀からも申込みがあった) ・開催事業報告を地方紙等に掲載することで、施設利用のあり方及び認知度アップに努めるとともに、ブログ等においても情報発信に努めた。 ・「利用者アンケート」は例年どおり宿泊利用者、日帰り利用者、主催事業参加者の3通りに分けて行い、入所の全団体を対象に要望を把握し、直ちに改善できる事是对応し、サービスの向上に努めた。また、コピー用紙の両面利用や封筒の再利用、個人使用の消耗品への名前の記入、また昼休みの消灯等徹底したコストの削減に努めた。 ・施設の設置目的である小中学校の宿泊研修の場として、県内外からも利用していただけよう引き続き営業活動にも力を入れて取り組んでいきたい。また、スポーツ、文化クラブの合宿基地としての役目も担っていきたい。 ・施設の維持管理については、修繕計画を立て優先順位をつけて修繕を実施した。令和6年度においては水道管破損修繕等を実施した。 ・利用者の安全確保のため、「危機管理マニュアル」「災害対策応急マニュアル」を作成し、職員全員が携帯し備えた。迅速、的確な対応をすることができるよう心がけるとともに、職員を中心に防火防災講習を実施した。また、男女共同参画研修会及び人権研修会に出席し、人権について研修を受けた。 ・業務の執行は、事業計画書に示された内容に基づいて取り組むとともに、職員一人ひとりが複数の業務を執行できるように体制づくりを行った。また、「目標達成シート」を各自で作成し、明確な目標を掲げ達成に向けての取組のプロセスや結果を検証し、評価・改善しながら効率的で効果的な運営に努めた。
---------------	--

参考

熊野少年自然の家について

1. 目的

優れた自然環境の中で集団生活指導を行うことにより、心身ともに健全な少年の育成を図る。

2. 施設の概要

所在地	熊野市金山町 1577	
開始年	昭和 52 年	
構 造	鉄筋コンクリート造等 2 階建て等	
宿泊定員	200 名	
延床面積	2,544.30 m ²	
土地面積	20,375.08 m ²	
指定管理者	有限会社 熊野市観光公社	
指定管理導入	平成 22 年度～ 現在4期目(令和5年度～令和9年度)	

3. 施設設備内容



熊野少年自然の家 宿泊棟全体図



宿泊棟	玄関ホール・宿泊室・リーダー室・研修室・ 体育室・浴室・食堂・洗濯機置き場
野外の施設	天体観測室・野外炊事場・囲炉裏小屋
その他(屋外)	モニタリング設備・ふれあい広場・駐車場
主な備品	プロジェクター・卓球・バドミントン・ペタンク・ニ チレクボール・インディアカ・グラウンドゴルフ・タ ーゲットバードゴルフ・ユニカール・キンボール・ フライングディスクゴルフ・テント・寝袋・野外炊 事道具一式・天体望遠鏡(口径45センチ・13 センチ)双眼鏡・実体顕微鏡

2 階



4. 利用実績(第4期)

	成果目標	R 5	R 6
延利用者数	27,500 人	20,753 人	25,052 人
定員稼働率	17.0%	13.0%	12.1%

定員稼働率

$$\frac{\text{延宿泊者数}}{\text{宿泊定員} \times \text{開所日数}} \times 100$$

※開所日数とは、宿泊可能な開所日数のこと

5. 利用料

(単位:円)

	宿泊利用料（1人1泊）						体育館（総合研修館）		研修室	
	県内			県外			単価	料金単位	単価	料金単位
	青少年		その他	青少年		その他				
	小中以下	高校等		小中以下	高校等					
熊野少年 自然の家 宿泊定員200名	270	270	770	270	270	770	330	1時間 当たり	170	1時間 当たり

6. 主な主催行事

(年間 28事業を実施)

事業名	対 象	参加人数	目 的
春の野草ウォッチング (4月) (熊野「ネイチャーウォッチング！」シリーズ)	小学生 保護者	21 名	熊野に生える草花を観察したり、採集した野草・山菜を調理して食べるなどして熊野の自然の良さを感じる。
スターウォッチング (7・8・9・12月) (熊野「ネイチャーウォッチング！」シリーズ)	自 由	延 145 名	季節の星空や天の川、そして月や惑星などの天体を口径 45 cmの天体望遠鏡を使って観察する。
そば打ち体験教室 (6月・12月) (熊野「フードカルチャー」シリーズ)	小学生 保護者	延 71 名	家族でそば打ちを体験し、一緒に食べる経験を通じて、食文化を学ぶ。
サイエンス講座 (6月・9月・1月) (熊野「アカデミック！」シリーズ)	小学校3年生 ～6年生	延 51 名	自然科学に関する体験講座型の学習や実験を通じて楽しく学ぶことで自然科学の良さを伝え、興味関心を伸ばす。
凧作り教室 (12月) (熊野「クリエイティング！」シリーズ)	小学生以上	27 名	オリジナルの凧を作って七里御浜で凧揚げをする中で、作って遊ぶ楽しさを体験する。
マリンスポーツを体験しよう (7月) (熊野「わく・ドキッ！」シリーズ)	小学生以上	27 名	地元新鹿海岸でのシーカヤックやサップの体験を通じて、海へ親しむ気持ちを育てる。

*他、通年で利用者を対象にファミリーキャンプ体験やニュースポーツ体験を実施。

8 三重県総合教育会議の開催状況について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき設置した、知事と教育委員会で構成する三重県総合教育会議を次のとおり開催しました。

この会議は、知事と教育委員会が、十分な意思の疎通を図り、本県の教育に係る課題やあるべき姿を共有し、連携して三重の教育行政に取り組むことを目的とするものです。

1 令和7年度第1回三重県総合教育会議（令和7年6月23日開催）

（1）出席者

（知事） 一見勝之

（教育長） 福永和伸

（教育委員） 大森達也、富樫健二、安田悦子、横山史子

（有識者） ビオス法律事務所 弁護士 白山雄一郎

東京理科大学 教授 八並光俊

公益社団法人子どもの発達科学研究所 所長 和久田学



（2）議題 いじめ対策について

（3）主な意見

項目	意見内容
いじめの防止	・ いじめの深刻化を防ぐために、知事部局、教育委員会、弁護士会、医師会などが連携して就学前の子どもたちの非認知能力の育成に取り組むことが必要。（大森委員） ・ 子どもたち同士で人間関係のトラブルを解決できる力を育む教育が必要。（安田委員） ・ 就職した後、仕事をしていく中で人間関係のトラブルが起こることがあり、子どもたちが自分たちで問題を解決できる力を学校で身につけて欲しい。（横山委員） ・ いじめの予防に向けては、子どもたちが感動したり、自他のよいところを発見したりできるよう、教科学習や特別活動などを見直していくことが必要。（八並氏） ・ いじめの予防に向けては、教師の行動・態度や学校の雰囲気などが、子どもの行動に影響するというエビデンスがあることをふまえ、変化する子どもたち個人の状態や学校風土を科学的に把握して見える化することが重要。（和久田氏） ・ 教員の皆さんが専門的な教材やプログラムを活用しながら具体的なアクションを取り、自分自身で問題解決できる子どもたちを育てていくことがいじめ予防だけでなく、子どもの健全な発達につながることから重要であると考えられる。（和久田氏）

項目	意見内容
いじめの早期発見・ いじめへの対処	・いじめへの対応では、被害者側の主張に寄り添う必要があるなど学校側の裁量の余地が限られ、過剰に振り回される面があり、学校現場の負担軽減に向けた対策が必要。（福永教育長） ・いじめが起きている場合にスクールカウンセラー等の専門職と連携して方針を決定することや、教職員がスクールロイヤーなど専門職機関に協力要請できる体制づくりを行うことが大切。（冨樫委員） ・いじめの深刻化を防ぐためには、いじめが起きたときに、しっかりと対応して子どもたちの理解を促すことが重要。（横山委員） ・いじめ予防授業やいじめ対策アドバイザー、スクールロイヤー、いじめ重大事態調査委員会といった弁護士会と連携した対策は、主にいじめの未然防止や早期発見、早期対応、事後的な調査等を目的としており、紛争を直接的に解決する部分が制度として弱いと感じる。紛争解決に向けて、各専門家が相互に連携し、意見交換やヒアリングを行い、解決の道筋を示す「学校問題ADR」について、今後、準備を進めてはどうか。（白山氏）
共通	・加害者にいじめの意識がない無自覚ないじめや、加害者と被害者が入れ替わる双方向のいじめなど、予防を含め、対応が難しいいじめが目立つようになってきている。（福永教育長） ・いじめ対策においてPDCAサイクルをまわし、対策に生かしていくことが重要。（大森委員） ・教員を対象とした、いじめ防止対策推進法等に関する研修の強化も必要。（冨樫委員） ・保護者が本当に忙しかったり、家庭が問題を抱えていたりすることがあり、保護者自身が孤立しないよう、地域での取組や子どもたちをみんなで見守る取組が必要。（安田委員） ・生徒指導は、経験則ではなく、生徒指導の理論・考え方等がまとめられた「生徒指導提要」に基づいて行うべき。（八並氏） ・学校いじめ対策委員会の議事録を保存することが必要。（八並氏） ・コミュニティスクールを中心に保護者や子どもたちを含めて学校いじめ防止基本方針の策定・点検等を行うことが必要。（八並氏）

2 今後の取組方向

令和7年度第1回三重県総合教育会議で出された意見をふまえ、いじめの防止等の取組を進めていくとともに、引き続き、知事と教育委員会が意思疎通を図り、連携して教育行政に取り組んでいきます。

9 審議会等の審議状況について（令和7年6月3日～9月24日）

1 三重県教科用図書選定審議会

1 審議会等の名称	第2回三重県教科用図書選定審議会
2 開催年月日	令和7年6月20日
3 委員	会 長 宮岡 邦任 副会長 長井 孝子 委 員 鈴木 克彦 他 17 名 (うち出席者 13 名)
4 諮問事項	学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（一般図書）の採択について
5 調査審議結果	市町教育委員会等に対して指導、助言又は援助するための資料について審議が行われ、承認されました。
6 備考	

2 三重県社会教育委員の会議

1 審議会等の名称	第1回三重県社会教育委員の会議
2 開催年月日	令和7年6月25日
3 委員	座長 池山 敦 委員 奥村 隆志 他 5 名 (うち出席者 6 名)
4 諮問事項	社会教育関係者によるネットワークの活性化について
5 調査審議結果	令和7年度の予定および社会教育関係者ネットワーク交流会ならびに令和8・9年度の審議テーマについて審議が行われ、意見を得ました。
6 備考	次回開催予定：令和7年10月6日

3 三重県教育改革推進会議

1 審議会等の名称	【１】第１回三重県教育改革推進会議 県立高等学校の在り方調査研究部会 【２】第２回三重県教育改革推進会議 県立高等学校の在り方調査研究部会
2 開催年月日	【１】令和７年８月８日 【２】令和７年９月４日
3 委員	【１】部会長 松浦 直己 委員 井上 珠美 他８名 (うち出席者７名) 【２】部会長 松浦 直己 委員 井上 珠美 他８名 (うち出席者９名)
4 諮問事項	【１】次期県立高等学校活性化計画の策定に係る県立高等学校の学び並びに規模及び配置の在り方について 【２】次期県立高等学校活性化計画の策定に係る県立高等学校の学び並びに規模及び配置の在り方について
5 調査審議結果	【１】諮問事項について審議が行われ、意見を得ました。 【２】諮問事項について審議が行われ、意見を得ました。
6 備考	

4 三重県文化財保護審議会

1 審議会等の名称	第1回三重県文化財保護審議会
2 開催年月日	令和7年8月28日
3 委員	会 長 岡野 友彦 委 員 富島 義幸 委 員 岡田 昌彰 他13名
4 諮問事項	(1) 令和7年度県指定文化財候補について (2) 県指定文化財(天然記念物)奥郷の寒椿 「獅子頭」の解除について
5 調査審議結果	(1) 審議が行われ、意見を得ました。 (2) 審議が行われ、諮問どおり答申されました。
6 備考	次回開催予定：令和8年1月下旬予定